

平成 19 年度実施
大学機関別認証評価
評価報告書

名古屋大学

平成 20 年 3 月

独立行政法人大学評価・学位授与機構

目 次

| | |
|-------------------------------------|----|
| 独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について | 1 |
| I 認証評価結果 | 5 |
| II 基準ごとの評価 | 6 |
| 基準1 大学の目的 | 6 |
| 基準2 教育研究組織（実施体制） | 8 |
| 基準3 教員及び教育支援者 | 12 |
| 基準4 学生の受入 | 16 |
| 基準5 教育内容及び方法 | 20 |
| 基準6 教育の成果 | 32 |
| 基準7 学生支援等 | 34 |
| 基準8 施設・設備 | 38 |
| 基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム | 41 |
| 基準10 財務 | 45 |
| 基準11 管理運営 | 47 |
| <参 考> | 51 |
| i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載） | 53 |
| ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載） | 54 |
| iii 自己評価の概要（対象大学から提出された自己評価書から転載） | 56 |

独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について

1 評価の目的

独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）は、国・公・私立大学からの求めに応じて、大学（短期大学を除く。）の教育研究活動等の総合的な状況に関する評価（以下「大学機関別認証評価」という。）を、平成17年度から実施しました。この認証評価は、我が国の大学の教育研究水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資するよう、以下のことを目的として行いました。

- (1) 大学機関別認証評価に関して、機構が定める大学評価基準（以下「大学評価基準」という。）に基づいて、大学を定期的に評価することにより、大学の教育研究活動等の質を保証すること。
- (2) 評価結果を各大学にフィードバックすることにより、各大学の教育研究活動等の改善に役立てること。
- (3) 大学の教育研究活動等の状況を明らかにし、それを社会に示すことにより、公共的な機関として大学が設置・運営されていることについて、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくこと。

2 評価のスケジュール

機構は、文部科学大臣から認証評価機関として認証されたことを受け、国・公・私立大学の関係者に対し、大学機関別認証評価の仕組み・方法についての説明会、自己評価書の作成方法などについて研修会を開催した上で、大学からの申請を受け付け、自己評価書の提出を受けた後、評価を開始しました。自己評価書提出後の評価は、次のとおり実施しました。

| | |
|-----------|--|
| 19年7月 | 書面調査の実施 財務専門部会（注1）の開催（書面調査の基本的な進め方の確認等） |
| 8月～9月 | 評価部会（注2）、財務専門部会の開催（書面調査による分析結果の整理、訪問調査での確認事項の決定及び訪問調査での役割分担の決定） 運営小委員会（注3）の開催（各評価部会間の横断的な事項の調整） |
| 10月～12月 | 訪問調査の実施（書面調査では確認できなかった事項等を中心に対象大学の状況を調査） |
| 12月～20年1月 | 運営小委員会、評価部会、財務専門部会の開催（評価結果（原案）の作成） 評価委員会（注4）の開催（評価結果（案）として取りまとめ〔評価結果（案）として対象大学に通知〕） |
| 3月 | 評価委員会の開催（評価結果の確定） |

（注1）財務専門部会・・・大学機関別認証評価委員会財務専門部会

（注2）評価部会・・・大学機関別認証評価委員会評価部会

（注3）運営小委員会・・・大学機関別認証評価委員会運営小委員会

（注4）評価委員会・・・大学機関別認証評価委員会

3 大学機関別認証評価委員会委員及び専門委員（平成20年3月現在）

(1) 大学機関別認証評価委員会

| | |
|---------------|----------------------|
| 赤 岩 英 夫 | 国立大学協会専務理事 |
| 鮎 川 恭 三 | 前愛媛大学長 |
| 池 端 雪 浦 | 前東京外国語大学長 |
| 内 永 ゆか子 | 日本アイ・ビー・エム株式会社技術顧問 |
| 岡 本 靖 正 | 前東京学芸大学長 |
| 荻 上 紘 一 | 大学評価・学位授与機構教授 |
| 梶 谷 誠 | 信州大学監事 |
| 北 原 保 雄 | 日本学生支援機構理事長 |
| 木 村 靖 二 | 大学評価・学位授与機構評価研究部長 |
| ○小 出 忠 孝 | 愛知学院大学長 |
| 河 野 伊一郎 | 国立高等専門学校機構理事長 |
| 児 玉 隆 夫 | 学校法人帝塚山学院学院長 |
| 後 藤 祥 子 | 日本女子大学長 |
| 小 間 篤 | 科学技術振興機構研究主監 |
| 齋 藤 八重子 | 前東京都立九段高等学校長 |
| 曾 我 直 弘 | 滋賀県立大学長 |
| 館 昭 | 桜美林大学教授 |
| 檜 崎 憲 二 | 読売新聞西部本社編集局長 |
| ハンス ユーゲン・マルクス | 南山大学長 |
| 平 野 眞 一 | 名古屋大学総長 |
| 福 田 康一郎 | 医療系大学間共用試験実施評価機構副理事長 |
| 前 原 澄 子 | 京都橘大学看護学部長 |
| 森 正 夫 | 公立大学協会相談役 |
| 森 本 尚 武 | 前信州大学長 |
| 山 内 一 郎 | 学校法人関西学院理事長 |
| 山 内 芳 文 | 大学評価・学位授与機構教授 |
| ◎吉 川 弘 之 | 産業技術総合研究所理事長 |

※ ◎は委員長、○は副委員長

(2) 大学機関別認証評価委員会運営小委員会

| | |
|----------|-------------------------------|
| 赤 岩 英 夫 | 国立大学協会専務理事、前群馬大学長 |
| 鮎 川 恭 三 | 前愛媛大学長 |
| 岡 本 靖 正 | 前東京学芸大学長 |
| ◎荻 上 紘 一 | 大学評価・学位授与機構教授 |
| 梶 谷 誠 | 信州大学監事、前電気通信大学長 |
| 児 玉 隆 夫 | 学校法人帝塚山学院学院長、前大阪市立大学長 |
| 後 藤 祥 子 | 学校法人日本女子大学理事長、日本女子大学長 |
| 小 間 篤 | 科学技術振興機構研究主監、東京大学名誉教授 |
| 福 田 康一郎 | 医療系大学間共用試験実施評価機構副理事長、千葉大学名誉教授 |
| 森 正 夫 | 公立大学協会相談役、前愛知県立大学長 |
| 森 本 尚 武 | 前信州大学長 |
| 山 内 芳 文 | 大学評価・学位授与機構教授 |

※ ◎は主査

(3) 大学機関別認証評価委員会評価部会

(第1部会)

| | |
|----------|----------------------|
| ◎赤 岩 英 夫 | 国立大学協会専務理事、前群馬大学長 |
| 浅 島 誠 | 東京大学理事・副学長 |
| 荻 上 紘 一 | 大学評価・学位授与機構教授 |
| 小 俣 政 男 | 東京大学教授 |
| ○河 野 伊一郎 | 国立高等専門学校機構理事長、前岡山大学長 |
| ○鈴 木 昭 憲 | 前秋田県立大学長、東京大学名誉教授 |
| 曾 田 三 郎 | 広島大学教授 |
| 玉 井 金 五 | 大阪市立大学教授 |
| 丹 治 信 春 | 首都大学東京大学院人文科学研究科長 |
| ○丹 保 憲 仁 | 元北海道大学総長、前放送大学長 |
| 仲 真紀子 | 北海道大学教授 |
| 野 城 清 | 大阪大学接合科学研究所長 |
| 堀 正 二 | 大阪大学教授 |
| ○益 田 隆 司 | 電気通信大学長 |
| 山 内 進 | 一橋大学理事・副学長 |
| 山 内 芳 文 | 大学評価・学位授与機構教授 |

※ ◎は部会長、○は副部会長

(4) 大学機関別認証評価委員会財務専門部会

| | |
|----------|-------------------|
| 赤 岩 英 夫 | 国立大学協会専務理事、前群馬大学長 |
| ○清 水 秀 雄 | 公認会計士、税理士 |
| 山 内 一 郎 | 学校法人関西学院理事長 |
| ◎和 田 義 博 | 公認会計士、税理士 |

※ ◎は部会長、○は副部会長

4 本評価報告書の内容

(1) 「Ⅰ 認証評価結果」

「Ⅰ 認証評価結果」では、「Ⅱ 基準ごとの評価」において基準1から基準11のすべての基準を満たしている場合に当該大学全体として機構の定める大学評価基準を満たしていると判断し、その旨を記述しています。また、対象大学の目的に照らして、「主な優れた点」、「主な改善を要する点」等を抽出し、上記結果と併せて記述しています。

(2) 「Ⅱ 基準ごとの評価」

「Ⅱ 基準ごとの評価」では、基準1から基準11において、当該基準を満たしているかどうかの「評価結果」及び、その「評価結果の根拠・理由」を記述しています。加えて、取組が優れていると判断される場合や、改善の必要が認められる場合等には、それらを「優れた点」、「改善を要する点」及び「更なる向上が期待される点」として、それぞれの基準ごとに記述しています。

(3) 「参考」

「参考」では、対象大学から提出された自己評価書に記載されている「i 現況及び特徴」、「ii 目的」、「iii 自己評価の概要」を転載しています。

5 本評価報告書の公表

本報告書は、対象大学及びその設置者に提供するとともに、文部科学大臣に報告します。また、対象大学すべての評価結果を取りまとめ、「平成19年度大学機関別認証評価実施結果報告」として、印刷物の刊行及びウェブサイト (<http://www.niad.ac.jp/>) への掲載等により、広く社会に公表します。

I 認証評価結果

名古屋大学は、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。

主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 独立研究科として、国際開発研究科、多元数理科学研究科、国際言語文化研究科、環境学研究科、情報科学研究科を順次設置し、新たな課題領域の教育研究のための分野の再編・融合を進めてきた。
- 教育活動等の改革に対する積極的な取組が、文部科学省の各種大学教育改革プログラムにおいて、特色GP 3件、現代GP 1件、「魅力ある大学院教育」イニシアティブ 6件、法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム 3件、大学教育の国際化推進プログラム（戦略的国際連携支援、海外先進教育実践支援）2件の採択につながっている。また、平成19年度においても採択された取組がある。
- 文部科学省21世紀COEプログラムに、平成14年度7件、平成15年度5件、平成16年度1件が採択され、研究成果が大学院教育に反映されている。また、文部科学省グローバルCOEプログラムに、平成19年度3件が採択されている。
- 卒業生・修了生及びその就職先・進学先の上長を対象に教育成果に関する調査を実施し、高い評価結果を得ている。
- 全学教育科目では、授業内容の理解、授業からの知的な刺激、シラバスの学習の目標の達成度を総合した授業への満足度が高い。
- 大学院博士後期課程学生を対象とした学術奨励賞奨学金制度により、大学院博士後期課程への進学を促している。
- 自己点検として共通事務の「業務量可視化」を行い、その結果を基に一部の事務を集約化し、各部局において「業務量5%削減計画」を策定した。

主な改善を要する点として、次のことが挙げられる。

- 大学院博士後期課程の一部の研究科においては、入学定員充足率が低い。

上記のほか、更なる向上が期待される点として、次のことが挙げられる。

- 男女共同参画室を設置し、女性教員比率向上のための積極的な取組を継続的に行っているが、一層の努力が期待される。
- 大学院博士後期課程修了生の就職先については研究職などが多いが、今後さらに、ノンアカデミック・キャリアパスの開拓に努め、博士号取得者の社会的活躍の場を拡大していくことが期待される。

II 基準ごとの評価

基準 1 大学の目的

- 1-1-1 大学の目的（教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が、学校教育法に規定された、大学一般に求められる目的に適合するものであること。
- 1-1-2 目的が、大学の構成員に周知されているとともに、社会に公表されていること。

【評価結果】

基準 1 を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 1-1-1-① 目的として、教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針や、養成しようとする人材像を含めた、達成しようとする基本的な成果等が、明確に定められているか。

大学の目的は、名古屋大学通則（以下、「通則」という。）第 1 章第 1 条に「教育基本法にのっとり、学術文化の中心として広く知識を授け、専門学芸の各分野にわたり、深く、かつ総合的に研究するとともに、完全なる人格の育成と文化の創造を期し、民主的、文化的な国家及び社会の形成を通じて、世界の平和と人類の福祉に寄与することを目的とする」と定めている。また、名古屋大学大学院通則（以下、「大学院通則」という。）第 1 章第 1 条に「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことにより、文化の進展に寄与するとともに、学術の研究者、高度の専門技術者及び教授者を養成することを目的とする」と定めている。

これらにより、教育研究活動の基本方針、養成する人材像、達成すべき基本的成果を明らかにしている。

平成 12 年 2 月には、学術活動の基本理念を示した「名古屋大学学術憲章」（以下、「学術憲章」という。）を制定し、研究の基本目標として、「創造的な研究活動によって真理を探究し、世界屈指の知的成果を産み出す」と定めている。また、教育の基本目標として、「自発性を重視する教育実践によって、論理的思考力と想像力に富んだ勇気ある知識人を育てる」と定めている。

以上の目的・基本理念を具体化するために、中期目標・中期計画及び各年度の年度計画を策定し、それらに基づき、平成 16 年度に「名古屋大学運営の基本姿勢」（以下、「運営の基本姿勢」という。）を明示している。

さらに、養成する人材像を明確にするため、平成 17 年度にアドミッション・ポリシーを策定している。これらのことから、目的が明確に定められていると判断する。

- 1-1-1-② 目的が、学校教育法第 52 条に規定された、大学一般に求められる目的から外れるものでないか。

通則第 1 章第 1 条に定められている大学の目的は、学校教育法第 52 条に規定された大学一般に求められる目的から外れるものではないと判断する。

- 1-1-1-③ 大学院を有する大学においては、大学院の目的が、学校教育法第 65 条に規定された、大学院一般に求められる目的から外れるものでないか。

大学院通則第 1 章第 1 条に定められている大学院の目的は、学校教育法第 65 条に規定された大学院一般に求められる目的から外れるものでない判断する。

また、各研究科の目的は、各研究科規程で定められている。

1-2-① 目的が、大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

大学の目的が定められている通則・大学院通則、学術憲章等は、ウェブサイトに掲載することによって、全教職員及び学生に公表・周知している。

大学の概要を述べた名古屋大学プロフィールに学術憲章を掲載し、教職員に配布している。学生便覧に学術憲章、通則及び大学院通則を掲載し、学生に配布している。また、入学式及び新入生ガイダンスで大学の基本理念を説明しているほか、全学教養科目「名大の歴史をたどる」において、運営の基本姿勢について総長が講義を行っている。

新規採用の教職員に対しては、新任研修において、大学の基本理念を説明している。

各研究科の目的は、ウェブサイトや研究科で作成している学生便覧、研究科ウェブサイトに掲載し、教職員及び学生に配布・周知している。新入生調査を実施し、学生が、各学部・研究科の教育目標を理解したか確認しており、平成19年度では、全体として90%以上がおおむね理解したとの調査結果が得られている。

これらのことから、目的が大学の構成員に周知されていると判断する。

1-2-② 目的が、社会に広く公表されているか。

学術憲章、運営の基本姿勢、中期目標・中期計画及び年度計画をウェブサイトに掲載している。

また、名古屋大学プロフィールや、入学希望者向け大学案内「GUIDE TO NAGOYA UNIVERSITY」等にも、学術憲章等を掲載し、広く学外に配布している。

これらのことから、目的が社会に広く公表されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準1を満たしている。」と判断する。

(注)

評価の観点等に用いている学校教育法の条項については、「学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年法律第96号、施行日：平成19年12月26日）」施行に伴い、学校教育法第52条は第83条に、同法第65条は第99条になった。

しかしながら、本評価結果においては、大学の自己評価書の提出日が「学校教育法等の一部を改正する法律」の施行日以前であり、また自己評価書と評価結果の整合性を図るため、改正前の条項を用いている。

基準 2 教育研究組織（実施体制）

- 2-1 大学の教育研究に係る基本的な組織構成（学部及びその学科、研究科及びその専攻、その他の組織並びに教養教育の実施体制）が、大学の目的に照らして適切なものであること。
- 2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

【評価結果】

基準 2 を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

2-1-1-① 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当該大学の学部及びその学科の構成は、文理にわたる多様な学問分野を擁し、通則や学術憲章に示された目的に応じた、広い分野にわたり、深く総合的な教育研究を行うことが可能となっている。

なお、当該大学の学部及びその学科の構成は、次のとおりとなっている。

- ・ 文学部：人文学科
- ・ 教育学部：人間発達科学科
- ・ 法学部：法律・政治学科
- ・ 経済学部：経済学科、経営学科
- ・ 情報文化学部：自然情報学科、社会システム情報学科
- ・ 理学部：数理学科、物理学科、化学科、生命理学科、地球惑星科学科
- ・ 医学部：医学科、保健学科
- ・ 工学部：化学・生物工学科、物理工学科、電気電子・情報工学科、機械・航空工学科、社会環境工学科
- ・ 農学部：生物環境科学科、資源生物科学科、応用生命科学科

これらのことから、学部及びその学科の構成が目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-1-② 教養教育の体制が適切に整備され、機能しているか。

教養教育を充実させるため、平成13年12月に「教養教育院」を設置し、平成15年4月より「全学出動体制」で教養教育を実施している。教養教育院は、統括部及び登録教員群で組織され、統括部は5部門（自然科学部門、社会科学部門、人文学部門、言語文化部門、基盤科学部門）、6部会（理系基礎科目部会、理系教養科目部会、文系基礎科目部会、文系教養科目部会、言語文化科目部会、基盤科学部会）、8小部会（物理学小部会、化学小部会、生物学小部会、地球科学小部会、数理科学小部会、情報科学小部会、健康・スポーツ科学小部会、基礎セミナー部会）で構成されている。統括部は、全学教育の実施主体として、その企画・立案・実施、評価にわたる管理運営を担い、9人の専任教員と16人の兼任教員が配置され、統括会議と教務委員会を毎月開催している。部門・部会・小部会は各学問分野における教養教育の実施に責任がある。なお、教養教育院を支える事務組織として、14人からなる教養教育院事務室を設置している。

これらのことから、教養教育の体制が適切に整備され、機能していると判断する。

2-1-③ 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当該大学の研究科及びその専攻の構成は、人文・社会・自然科学にわたる多様な学問分野を擁し、理論から応用にいたる教育研究を行うことができる構成となっている。

また、既存の学問分野に加えて、分野の再編・融合による新たな課題領域の教育研究のため、独立研究科として、国際開発研究科（平成3年）、多元数理科学研究科（平成7年）、国際言語文化研究科（平成10年）、環境学研究科（平成13年）、情報科学研究科（平成15年）を順次設置した。

なお、当該大学の研究科及びその専攻の構成は、次のとおりとなっている。

- ・ 文学研究科：人文学専攻
- ・ 教育発達科学研究科：教育科学専攻、心理発達科学専攻
- ・ 法学研究科：綜合法政専攻、実務法曹養成専攻
- ・ 経済学研究科：社会経済システム専攻、産業経営システム専攻
- ・ 理学研究科：素粒子宇宙物理学専攻、物質理学専攻、生命理学専攻
- ・ 医学系研究科：医科学専攻、分子総合医学専攻、細胞情報医学専攻、機能構築医学専攻、健康社会医学専攻、看護学専攻、医療技術学専攻、リハビリテーション療法学専攻
- ・ 工学研究科：化学・生物工学専攻、マテリアル理工学専攻、電子情報システム専攻、機械理工学専攻、航空宇宙工学専攻、社会基盤工学専攻、結晶材料工学専攻、エネルギー理工学専攻、量子工学専攻、マイクロ・ナノシステム工学専攻、物質制御工学専攻、計算理工学専攻
- ・ 生命農学研究科：生物圏資源学専攻、生物機構・機能科学専攻、応用分子生命科学専攻、生命技術科学専攻
- ・ 国際開発研究科：国際開発専攻、国際協力専攻、国際コミュニケーション専攻
- ・ 多元数理科学研究科：多元数理科学専攻
- ・ 国際言語文化研究科：日本語文化専攻、国際多元文化専攻
- ・ 環境学研究科：地球環境科学専攻、都市環境学専攻、社会環境学専攻
- ・ 情報科学研究科：計算機数理科学専攻、情報システム学専攻、メディア科学専攻、複雑系科学専攻、社会システム情報学専攻

これらのことから、研究科及びその専攻の構成が、目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-④ 別科、専攻科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

2-1-⑤ 全学的なセンター等を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

附置研究所として、環境医学研究所、太陽地球環境研究所（全国共同利用）、エコトピア科学研究所の3研究所が設置されている。

全国共同利用施設として、地球水循環研究センター、情報連携基盤センターの2施設が設置されている。学内共同教育研究施設等として、アイソトープ総合センター、遺伝子実験施設、留学生センター、物質

科学国際研究センター、高等教育研究センター、農学国際教育協力研究センター、年代測定総合研究センター、博物館、発達心理精神科学教育研究センター、法政国際教育協力研究センター、生物機能開発利用研究センター、情報メディア教育センター、小型シンクロトン光研究センター、大学文書資料室、学生相談総合センター、留学生相談室、総合保健体育科学センターの17施設が設置されている。

各研究所・センター等の設置目的は、各研究所・センター等ごとに定められている。例えば、エコトピア科学研究所は、人間と自然が調和する豊かな社会を持続的に発展させるための新たな科学技術を創成するため、材料、エネルギー、環境及び情報を中核とする先端的研究課題に取り組むとともに、人文・社会科学分野との横断的プロジェクトによる文理融合型の総合研究及び学外の研究機関・研究者との共同研究を行い、もって、地球環境負荷を低減した環境調和型循環・再生社会の実現に寄与することを目指している。物質科学国際研究センターは、物質創造の基礎的研究の我が国最初の中核的拠点として、先導的な新科学概念のもとに豊かな社会を築く有用な新物質の探求と創製を行い、地球環境、エネルギー、食料、健康など現代社会が直面している諸問題の解決を目指している。

これらのことから、全学的なセンター等の構成が目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-2-① 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

中期計画及び年度計画に関する事項のうち教育研究に関する事項、教員人事に関する事項、教育課程の編成に関する方針に係る事項等の全学的な教育活動における重要事項は教育研究評議会にて審議している。

また、すべての学部・研究科は、それぞれ教授会に関する内規を定め、原則として教授会を月1回開催し、当該学部等における教育研究活動に係る事項を審議している。

これらのことから、教授会等が必要な活動を行っているとは判断する。

2-2-② 教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切な構成となっているか。また、必要な回数会議を開催し、実質的な検討が行われているか。

教育研究評議会のもとに、教務に関する事項を審議するために全学教育委員会を設置し、入学試験、教育、学生支援等について大学の全学的な教育にかかわる事項を審議している。全学教育委員会は、①理事のうち総長が指名した者、②教育研究評議会評議員又は副研究科長のうち総長が指名した者、③情報メディア教育センター長、高等教育研究センター長及び学生相談総合センター長、④学務部長、⑤総長補佐のうち総長が指名した者、⑥その他総長が必要と認めた者で構成され、平成18年度は同委員会を10回開催している。

また、全学教育委員会の審議事項のうち具体的かつ実務的な事項を審議するために、全学教育企画委員会を設置し、①理事のうち総長が指名した者、②情報文化学部、研究科及び教養教育院の教務について審議する委員会の委員長、③総長補佐のうち総長が指名した者、④留学生センター、高等教育研究センター、情報メディア教育センター及び総合保健体育科学センターの教授各1名、⑤附置研究所の教授のうちから1名、⑥学務部長、⑦学務部学務企画課長、⑧その他委員長が必要と認めた者で構成され、平成18年度は同委員会を8回開催している。

各部局において教育に関する方針、体制、教育の課程や方法等を検討する教育・教務等の委員会が設置されており、必要に応じて開催している。

これらのことから、教育課程や教育方法等を検討する組織が適切な構成となっており、実質的な検討が

行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準2を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 独立研究科として、国際開発研究科、多元数理科学研究科、国際言語文化研究科、環境学研究科、情報科学研究科を順次設置し、新たな課題領域の教育研究のための分野の再編・融合を進めてきた。

基準3 教員及び教育支援者

- 3-1 教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3-2 教員の採用及び昇格等に当たって、適切な基準が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。
- 3-3 教育の目的を達成するための基礎となる研究活動が行われていること。
- 3-4 教育課程を遂行するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。

【評価結果】

基準3を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

3-1-① 教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員組織編制がなされているか。

大学院重点化を実施しており、その大学院については講座制により組織編制することを基本的方針とし、これに基づき教員組織の編制を行っている。研究・教育の弾力化と新分野開拓及び人事組織の活性化を目的として、全研究科が、大講座制を採用している。

平成18年度の学校教育法等の改正に伴い、平成19年4月1日から、教授、准教授、講師、助教、助手を配置している。

これらのことから、教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員組織編制がなされていると判断する。

3-1-② 教育課程を遂行するために必要な教員が確保されているか。

平成19年5月1日現在、各学部に応じた教員が配置されている。

- ・ 文学部：81人（常勤74人、非常勤講師7人）
- ・ 教育学部：103人（常勤36人、非常勤講師67人）
- ・ 法学部：54人（常勤46人、非常勤講師8人）
- ・ 経済学部：44人（常勤42人、非常勤講師2人）
- ・ 情報文化学部：81人（常勤52人、非常勤講師29人）
- ・ 理学部：239人（常勤228人、非常勤講師11人）
- ・ 医学部：450人（常勤242人、非常勤講師208人）
- ・ 工学部：454人（常勤332人、非常勤講師122人）
- ・ 農学部：123人（常勤97人、非常勤講師26人）

これらのことから、教育課程を遂行するために必要な教員が確保されていると判断する。

3-1-③ 学士課程において、必要な専任教員が確保されているか。

当該学士課程における専任教員数は、次のとおりとなっている。

- ・ 文学部：74人（うち教授42人）
- ・ 教育学部：36人（うち教授19人）
- ・ 法学部：46人（うち教授33人）

- ・ 経済学部：42人（うち教授24人）
- ・ 情報文化学部：52人（うち教授26人）
- ・ 理学部：228人（うち教授83人）
- ・ 医学部：242人（うち教授88人）
- ・ 工学部：332人（うち教授112人）
- ・ 農学部：97人（うち教授41人）

平成19年度における全開講科目数5,445のうち専任教員が担当する授業科目数は4,640であり、その比率は85.2%となっている。

これらのことから、必要な専任教員が確保されていると判断する。

3-1-④ 大学院課程（専門職大学院課程を除く。）において、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されているか。

当該大学院課程における研究指導教員数及び研究指導補助教員数は、次のとおりとなっている。

〔修士課程〕

- ・ 医学系研究科：研究指導教員69人（うち教授34人）、研究指導補助教員11人

〔博士前期課程〕

- ・ 文学研究科：研究指導教員55人（うち教授34人）、研究指導補助教員5人
- ・ 教育発達科学研究科：研究指導教員45人（うち教授26人）、研究指導補助教員3人
- ・ 法学研究科：研究指導教員37人（うち教授16人）、研究指導補助教員0人
- ・ 経済学研究科：研究指導教員40人（うち教授24人）、研究指導補助教員2人
- ・ 理学研究科：研究指導教員113人（うち教授62人）、研究指導補助教員66人
- ・ 医学系研究科：研究指導教員60人（うち教授38人）、研究指導補助教員0人
- ・ 工学研究科：研究指導教員261人（うち教授133人）、研究指導補助教員115人
- ・ 生命農学研究科：研究指導教員100人（うち教授50人）、研究指導補助教員33人
- ・ 国際開発研究科：研究指導教員45人（うち教授27人）、研究指導補助教員4人
- ・ 多元数理科学研究科：研究指導教員46人（うち教授21人）、研究指導補助教員11人
- ・ 国際言語文化研究科：研究指導教員58人（うち教授30人）、研究指導補助教員0人
- ・ 環境学研究科：研究指導教員113人（うち教授55人）、研究指導補助教員27人
- ・ 情報科学研究科：研究指導教員62人（うち教授35人）、研究指導補助教員19人

〔博士後期課程〕

- ・ 文学研究科：研究指導教員55人（うち教授34人）、研究指導補助教員5人
- ・ 教育発達科学研究科：研究指導教員45人（うち教授26人）、研究指導補助教員3人
- ・ 法学研究科：研究指導教員37人（うち教授16人）、研究指導補助教員0人
- ・ 経済学研究科：研究指導教員40人（うち教授24人）、研究指導補助教員2人
- ・ 理学研究科：研究指導教員113人（うち教授62人）、研究指導補助教員66人
- ・ 医学系研究科：研究指導教員54人（うち教授36人）、研究指導補助教員0人
- ・ 工学研究科：研究指導教員261人（うち教授133人）、研究指導補助教員115人
- ・ 生命農学研究科：研究指導教員100人（うち教授50人）、研究指導補助教員33人
- ・ 国際開発研究科：研究指導教員45人（うち教授27人）、研究指導補助教員4人
- ・ 多元数理科学研究科：研究指導教員46人（うち教授21人）、研究指導補助教員11人

- ・ 国際言語文化研究科：研究指導教員 58 人（うち教授 30 人）、研究指導補助教員 0 人
- ・ 環境学研究科：研究指導教員 113 人（うち教授 55 人）、研究指導補助教員 27 人
- ・ 情報科学研究科：研究指導教員 62 人（うち教授 35 人）、研究指導補助教員 19 人

〔医学博士課程〕

- ・ 医学系研究科：研究指導教員 170 人（うち教授 52 人）、研究指導補助教員 119 人

これらのことから、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されていると判断する。

3-1-⑤ 専門職大学院課程において、必要な専任教員（実務の経験を有する教員を含む。）が確保されているか。

当該専門職学位課程における専任教員数は、法学研究科 22 人（うち教授 22 人、実務家教員 6 人）となっている。なお、実務家教員 6 人のうち 4 人は、検察官、裁判官、弁護士として法曹の 5 年以上の実務経験を有するものである。

これらのことから、必要な専任教員が確保されていると判断する。

3-1-⑥ 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置（例えば、年齢及び性別のバランスへの配慮、外国人教員の確保、任期制や公募制の導入等が考えられる。）が講じられているか。

教員数及び性別は、男性が 1,772 人、女性が 261 人となっている。そのうち外国人教員は、男性が 60 人、女性が 22 人となっている。

各学科・専攻で教員の新規採用の際に年齢バランスを考慮しており、全学として 63 歳以下 54 歳まで 421 人、53 歳以下 44 歳まで 551 人、43 歳以下 34 歳まで 741 人、33 歳以下 320 人となっている。

民間企業に在籍したまま当該大学の教員として雇用し、教育・研究に従事できる制度（民間企業からの在籍出向）を導入しており、民間企業からの在籍出向教員は 14 人である。

全学的に公募制を原則とし、平成 17 年度において、講師以上の公募比率は 49%、講師以上で外部からの採用率は 44%、平成 18 年度において、講師以上の公募比率は 51%、講師以上で外部からの採用率は 45% となっている。

任期制ポストの導入を進め、医学系部局の教員の半数近くが任期制を選択し、環境医学研究所の全部門において任期制を導入する等、全学の任期付き教員は 505 人である。

男女共同参画室を設置し、ポジティブアクション（女性教員比率向上のための積極的改善措置）、部局別調査・ヒアリングの実施、保育施設の設置等、女性教員比率を高める取組を継続的に行っている。平成 19 年 5 月 1 日現在、女性教員は、261 人である。

これらのことから、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられていると判断する。

3-2-① 教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

教員の採用基準及び昇格基準については、大学設置基準及び大学院設置基準に規定される教員の資格に基づき、名古屋大学大学教員選考基準を制定している。

この教員選考基準に基づき、各部局で選考委員会を設置して教育研究上の指導能力について検討した上、教授会において教員の採用及び昇格について審議している。

非常勤講師の採用については、各学部・研究科教授会で審議、承認している。

これらのことから、教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、運用がなされていると判断する。

3-2-② 教員の教育活動に関する定期的な評価が行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

教員の教育活動を定期的に把握するために、全学教育、学部専門教育において授業評価アンケートを実施している。全学教育における科目別のファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）活動において、授業評価アンケートにおいて満足度が高かった授業科目についての事例報告を行っている。

これらのことから、教員の教育活動に関する定期的な評価が行われており、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされていると判断する。

3-3-① 教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と関連する研究活動が行われているか。

シラバスに記載された教育内容と教員の研究活動を比較することにより、その関連が密接であることが分かる。

また、各学部及び研究科の教員の研究活動と教育内容が関連していることが、自己評価書に示されているいくつかの代表例から確認できる。

これらのことから、教育内容等と関連する研究活動が行われていると判断する。

3-4-① 大学において編成された教育課程を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

入学・学修・進学・就職等、学生関係の業務を担当する組織として、事務局に学務企画課、学生総合支援課、入試課からなる学務部を設置している。各学部・研究科には教務系掛又は担当職員を配置し、教育課程を遂行する上で必要な事務や学生に対する支援を行っている。

技術職員で構成する全学技術センターは、環境・安全・情報通信等大学全体の基盤となる技術、分析技術、装置の試作・開発及びフィールドにおける研究・実験・実習の支援等を行っている。

平成18年度にはTAを2,871人雇用し、教育補助者として活用している。演習科目及び実験科目では授業評価アンケートの結果、約85%の学生がTAの学習支援に満足している。

これらのことから、必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されており、TA等の教育補助者の活用が図られていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準3を満たしている。」と判断する。

【更なる向上が期待される点】

- 男女共同参画室を設置し、女性教員比率向上のための積極的な取組を継続的に行っているが、一層の努力が期待される。

基準4 学生の受入

- 4-1 教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針が記載された入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されていること。
- 4-2 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入が実施され、機能していること。
- 4-3 実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。

【評価結果】

基準4を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

4-1-① 教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針等が記載された入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されているか。

通則、学術憲章等に示された目的・基本理念に基づき、「勇氣ある知識人」の育成を教育目的としている。これに沿って、全学及び各学部のアドミッション・ポリシーを定め、ウェブサイト、大学案内及び学生募集要項等多様な媒体を通じ、教職員、高等学校関係者、受験希望者等に公表している。

また、オープンキャンパス等学内外の各種大学説明会参加者に対して、大学案内を配付し、アドミッション・ポリシーを説明して周知を図っている。

大学院入学者選抜では、研究科ごとにその特性や専門性に基づくアドミッション・ポリシーを定め、ウェブサイト、研究科紹介冊子、学生募集要項等を通じて、教職員、関係する他大学、受験希望者等に公表している。

これらのことから、入学者受入方針が明確に定められ、公表、周知されていると判断する。

4-2-① 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能しているか。

全学及び学部、研究科において定めたアドミッション・ポリシーに沿って適切な入学者選抜方法を採用、実施している。

平成19年度入学者選抜における主な選抜の方法は、①推薦入学者選抜：面接、小論文、推薦書、志願理由書及び調査書（なお、法学部、情報文化学部、理学部、医学部及び農学部においては、大学入試センター試験を課している。）による選抜、②前期日程試験：大学入試センター試験、個別学力検査（外国語、数学、理科、国語等）及び調査書等による選抜、③後期日程試験：大学入試センター試験、個別学力検査（総合問題、数学、理科）、面接及び調査書等による選抜を実施している。

大学院の入学者選抜は各研究科の専門性を重視し、大学院博士前期課程では学力検査と併せて口述試験又は面接、推薦書及び学業成績等により総合的に可否を判定している。大学院博士後期課程では、学力検査又は面接、修士学位論文、推薦書及び学業成績等により総合的に可否を判定している。工学研究科、情報科学研究科等8研究科では学部3年次からの飛び入学制度を採用し、意欲の高い優れた学生を選抜している。

こうした選抜方法により、大学の各分野で必要な基礎学力、理解力、論理的思考力、論述能力、構成力、応用力などを総合的に判断し、素養のある学生を選抜している。

これらのことから、入学者受入方針に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能していると判断する。

4-2-② 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）において、留学生、社会人、編入学生の受入等に関する基本方針を示している場合には、これに応じた適切な対応が講じられているか。

アドミッション・ポリシーは、留学生、社会人、編入学生の受入も視野に入れている。

このアドミッション・ポリシーに沿って、各学部及び大学院の各研究科・専攻の特色を活かして、留学生特別選抜、社会人特別選抜、帰国子女特別選抜及び編入学等の選抜を実施している。

外国人留学生に対しては、学士課程においては私費外国人留学生の入学者選抜を、大学院課程においてはいくつかの研究科において、外国人留学生特別選抜を実施している。さらに英語による授業及び研究指導等を行う医学系研究科修士課程医科学専攻医療行政コースのヤング・リーダーズ・プログラム(YLP)、工学研究科博士後期課程社会基盤工学専攻の The forefront studies program for civil engineering では、独自の受入を行っている。

学部1年次私費外国人留学生特別選抜においては、大学入試センター試験を免除し、小論文、面接、成績証明書、日本留学試験及びTOEFL又はTOEICの成績により総合的に判定している。

大学院博士前期課程においては、学力検査、口述試験又は面接、成績証明書及び推薦書等により、大学院博士後期課程においては、学力検査、成績証明書及び提出論文等により総合的に判定している。

社会人に対しては、いくつかの学部・研究科において、社会人特別選抜を実施している。学部1年次においては、学力検査、小論文、面接及び調査書等により、大学院研究科においては、学力検査、口述試験又は面接、成績証明書、推薦書、提出論文及び研究業績等により総合的に判定している。

帰国子女に対しては、法学部が学部1年次において帰国子女特別選抜を実施しており、大学入試センター試験を免除し、学力検査、小論文、推薦書、成績証明書及び面接等により総合的に判定している。

学部2年次及び3年次への編入学に関しては、学部の専門性に基づき、独自の選抜を行っている。

これらのことから、入学者受入方針に応じた適切な対応が講じられていると判断する。

4-2-③ 実際の入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

学部における入学者選抜は、教育担当理事を委員長とした入学試験委員会が、入試企画委員会における改善等の提案を考慮した上で、実施計画の作成から入学試験の実施まで全体を統括している。

試験問題の適切さを確保し、出題の重複・出題ミスを防止するために、出題内容について教科・科目間で調整会議を行っている。採点は、学力検査委員会の下に置かれた採点委員により実施している。同じ答案を複数の委員で採点するなど公正性を確保している。また、面接及び口述試験においては、試験官を複数名で構成することにより、公正な判定を行っている。

合否判定は、各学部の複数の入試担当教員で構成された判定会議において、個別学力検査、大学入試センター試験の成績及び調査書等をもとに総合的に行っている。

大学院における入学者選抜は、各研究科において教授会の下に入学試験委員会等を設置し、研究科長等を中心に学部における入学者選抜に準ずる体制を整え、問題作成、入学試験実施、採点、合否判定等を公正に実施している。

これらのことから、入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されていると判断する。

4-2-④ 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。

入試企画委員会を設置し、入学試験制度、入学者選抜方法、入学試験に係る調査・研究等に関する事項について検討している。

アドミッション・ポリシーに沿って「素養ある学生」を受入れるため、平成20年度入学試験においては、前期日程における試験時間の拡大、原則2日間の試験実施、大学入試センター試験に対する個別学力試験の配点増、全学部での後期日程の廃止等、大幅な入学試験改革を決定した。これに伴い、複数の受験機会を確保する観点から、全学部で推薦入学試験を実施することにした。

大学院における入学者選抜の検証は、各研究科の教務委員会等において行われている。検証の結果を入学者選抜の改善に反映させた例として、外部からの入学者を増加させるために大学院博士後期課程の秋季入学制度（工学研究科、環境学研究科）の実施、学部3年次から大学院博士前期課程への飛び入学制度（工学研究科、情報科学研究科等8研究科）の採用があり、意欲の高い優れた学生を選抜している。

これらのことから、入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていると判断する。

4-3-① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

当該大学における平成15～19年度の5年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は、次のとおりとなっている。（ただし、平成16年4月に設置された法学研究科（専門職学位課程）、医学系研究科（博士後期課程）については、平成16～19年度の4年分。）

〔学士課程〕

- ・ 文学部：1.07倍
- ・ 教育学部：1.07倍
- ・ 法学部：1.04倍
- ・ 経済学部：1.05倍
- ・ 情報文化学部：1.09倍
- ・ 理学部：1.04倍
- ・ 医学部：1.03倍
- ・ 工学部：1.03倍
- ・ 農学部：1.08倍

〔修士課程〕

- ・ 医学系研究科：1.17倍

〔博士前期課程〕

- ・ 文学研究科：0.89倍
- ・ 教育発達科学研究科：1.06倍
- ・ 法学研究科：1.06倍
- ・ 経済学研究科：0.88倍
- ・ 理学研究科：1.16倍
- ・ 医学系研究科：1.29倍
- ・ 工学研究科：1.27倍

- ・ 生命農学研究科：1.25 倍
- ・ 国際開発研究科：1.16 倍
- ・ 多元数理科学研究科：0.98 倍
- ・ 国際言語文化研究科：1.13 倍
- ・ 環境学研究科：0.96 倍
- ・ 情報科学研究科：1.26 倍

〔博士後期課程〕

- ・ 文学研究科：1.25 倍
- ・ 教育発達科学研究科：1.15 倍
- ・ 法学研究科：0.76 倍
- ・ 経済学研究科：0.73 倍
- ・ 理学研究科：0.76 倍
- ・ 医学系研究科：1.22 倍
- ・ 工学研究科：0.63 倍
- ・ 生命農学研究科：0.69 倍
- ・ 国際開発研究科：0.97 倍
- ・ 多元数理科学研究科：0.33 倍
- ・ 国際言語文化研究科：1.11 倍
- ・ 環境学研究科：0.76 倍
- ・ 情報科学研究科：0.70 倍

〔医学博士課程〕

- ・ 医学系研究科：1.03 倍

〔専門職学位課程〕

- ・ 法学研究科：1.03 倍

工学研究科（博士後期課程）、生命農学研究科（博士後期課程）、多元数理科学研究科（博士後期課程）については、入学定員充足率が低い。

これらのことから、入学定員と実入学者数との関係は、大学院博士後期課程の一部の研究科を除いて、適正であると判断する。

以上の内容を総合し、「基準4を満たしている。」と判断する。

【改善を要する点】

- 大学院博士後期課程の一部の研究科においては、入学定員充足率が低い。

基準5 教育内容及び方法

(学士課程)

- 5-1 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-3 成績評価や単位認定、卒業認定が適切であり、有効なものとなっていること。

(大学院課程)

- 5-4 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-6 研究指導が大学院教育の目的に照らして適切に行われていること。
- 5-7 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

(専門職大学院課程)

- 5-8 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-9 教育課程が当該職業分野における期待にこたえるものになっていること。
- 5-10 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-11 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

【評価結果】

基準5を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

<学士課程>

5-1-1-① 教育の目的や授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置され(例えば、教養教育及び専門教育のバランス、必修科目、選択科目等の配当等が考えられる。)、教育課程が体系的に編成されているか。

全学教育科目(基礎科目、教養科目)と各学部の専門系科目(専門科目、関連専門科目、専門基礎科目)を4年間で履修する四年一貫教育体制をとり、学年進行に従い基礎教育・教養教育から高度で専門的な内容へと段階的に発展するくさび形履修システムを導入し、体系的な教育課程の実現に配慮している。全学教育及び各学部の専門教育において、教育目標及び学位との適合性、基礎的科目と専門科目、必修科目と選択科目のバランス、学生の学年や水準等に配慮して教育課程を体系的に編成している。

これらのことから、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されていると判断する。

5-1-1-② 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

シラバスに明記された授業の開講目的、到達目標、内容から、全学教育における各科目区分の内容及び各学部における専門教育の代表的な授業科目の内容と教育課程の編成の趣旨との関係は、全体的に連携性、整合性を持つよう努力工夫されていることが分かる。

これらのことから、授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5-1-③ 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究の成果を反映したものとなっているか。

シラバスから授業の内容が研究の成果や学問の進展を反映したものであることが分かる。

これらのことから、授業の内容が、全体として研究の成果を反映したものとなっていると判断する。

5-1-④ 学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成（例えば、他学部の授業科目の履修、他大学との単位互換、インターンシップによる単位認定、補充教育の実施、編入学への配慮、修士（博士前期）課程教育との連携等が考えられる。）に配慮しているか。

学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程における様々な取組がなされている。例えば、全学的に他大学、他学部、国際交流協定校をはじめ外国の大学で修得した単位の認定が行われている。また、3年次編入を実施している学部では、全学教育科目を免除する等、編入学生への配慮が行われている。工学部では、社会の要請に対応した関連専門科目として、「工学倫理」、「特許及び知的財産」、「経営工学」、「産業と経済」などを開講している。このほか、実用英語技能検定（英検）、TOEFL、TOEIC等の英語検定試験で所定の得点をあげた学生に対して、単位を認定している。

文部科学省現代的教育ニーズ取組支援プログラム（現代GP）において、平成18年度に「専門教育型キャリア教育体系の構築—専門教育の質的発展を通じた学生・院生の資質向上—」が採択され、結果としてインターンシップ参加者数が増加している。さらに、平成19年度に「プロジェクト型大学間交流連携ゼミの構築—法学部連携によるカリキュラム多様化環境の生成—」が採択されている。

文部科学省大学教育の国際化推進プログラムの長期海外留学支援において、平成18年度1人、平成19年度2人が採用されている。海外先進教育実践支援において、平成18年度に1件が採択されている。海外先進研究実践支援において、平成18年度3人、平成19年度4人が採用されている。戦略的国際連携支援において、平成18年度に「人脈形成型の国際連携法学教育環境の構築—日本人学生と留学生とで協力学習する法学部カリキュラムの開発—」が採択され、国際的視野で法律・政治を学ぶ環境を構築している。

文部科学省新たな社会的ニーズに対応した学生支援プログラムにおいて、平成19年度に「潜在的支援力を結集した支援メッシュの構築」が採択されている。

これらのことから、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成に配慮していると判断する。

5-1-⑤ 単位の実質化への配慮がなされているか。

単位の实質化への配慮として、①教科書・参考書等、準備学習・復習等についての具体的な指示をシラバスに明記している。②授業中に、準備学習・復習、課題・宿題の提出等を課している。③予習・準備状況（講読、発表等）、課題、レポート、小テスト、期末試験等を加味した成績評価を実施している。

これらのことから、単位の实質化への配慮がなされていると判断する。

5-1-⑥ 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を有している場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。

該当なし

5-2-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。(例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、多様なメディアを高度に利用した授業、情報機器の活用、TAの活用等が考えられる。)

各学部では、教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習、フィールド実習、特殊研究等の多様な授業形態による教育課程を編成している。

また、各学部の教育内容に応じて適切な学習指導法の工夫がなされている。例えば、全学教育科目では、文科系と理科系の学生が混在する文理融合型のクラスも開講している。文学部では、1年生向けに「人文講義」、2年生向けに「人文学基礎演習」という分野横断型の授業を開講している。医学部保健学科では、学術だけでなく、学生の臨地実習にも備えて、「人」に接することの大切さを重んじて、接遇、マナーや倫理観等の基本も組み込んだ授業を開講している。平成15年度には、文部科学省特色ある大学教育支援プログラム(特色GP)に「創成型工学教育支援プログラム」が採択され、異分野グループ集団ダイナミクスによる創造性・総合性の涵養に教育効果をあげている。平成16年度には、複数の大学で採択されている「コアリッションによる工学教育の相乗的改革」に参画している。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-2-② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

全学教育科目担当教員全員に、全学教育科目担当の手引とシラバス作成上の留意事項を配付し、授業計画とシラバス作成のガイドラインを示している。

このガイドラインに基づいて、全学教育科目及び各学部の専門教育において、授業名、担当教員名、目的、授業内容、成績評価方法・基準、準備学習等についての具体的な指示、教科書、参考文献、履修条件を明記したシラバスが作成され、教育課程の編成の趣旨に即した授業の目的と内容が記述されている。全学教育及び多くの学部で、シラバスをウェブサイトで公開している。

シラバスには、準備学習についての指示や教科書、参考文献等が明記されており、単位の実質化の一手段として機能させている。

全学教育における授業評価アンケートの結果、「シラバスはわかりやすかったですか。」という問いに対し、肯定的な回答が約78%あった。また、「シラバスどおりに授業が進められましたか。」という問いに対し、肯定的な回答が約80%あった。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-2-③ 自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

自主学習に配慮した取組として、①中央図書館及び全学教育棟、文系総合館等に、自主学習用スペースを整備している。中央図書館の開館時間は、平日は22時まで、休日は17時までとなっている。また、教員推薦によりバランスのとれた学習用図書を充実させている。②情報メディア教育センターのサテライトラボを整備している。③マルチメディア教材などを利用し、自主的・継続的に英語を学習できるCALL授業が開講されている。④英語検定試験対策、基本情報技術者試験対策講座、基本ビジネスマナー対策講座等のe-Learning自習教材の試験的な提供をしている。その他、各学部で学生の自習に対し便宜を図っている。

基礎学力不足の学生に配慮した取組として、①全学教育科目では、理学部対象の「物理学基礎Ⅰ」及び「物理学基礎Ⅱ」、医学部保健学科対象の「生物学基礎Ⅰ」において、高等学校での未履修の学生に対応するクラスを編成している。②1～2年次ではクラスごとの指導教員、高学年では学科主任又は指導教員により、履修相談や学習上の助言ができる体制を整備している。③一部の学部を除き、授業担当教員がオフィスアワーを設定している。その他、各学部において、さまざまな取組を実施している。

これらのことから、自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われていると判断する。

5-2-④ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクリーニングを含む。）、若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-3-① 教育の目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

成績評価基準及び卒業認定基準は、通則、各学部規程等に定められ、シラバスや学生便覧に掲載し、ガイダンスで周知している。

授業の出欠状況、レポート、中間テスト、定期試験等の組合せによる具体的な成績評価方法についてもシラバスに明記している。

これらのことから、成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されていると判断する。

5-3-② 成績評価基準や卒業認定基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されているか。

各学部が定めた成績評価基準に従って、シラバスに記載されている成績評価の方法により、成績評価を行っている。全学教育科目については、成績分布に極端な偏りが無いこと等から、成績評価が適切に実施されている。評価の偏った少数の科目については、各部会・統括会議で成績評価の検証及び改善を行っている。専門科目についても、成績分布に著しい偏りが無いなど成績評価が適切に実施されている。

卒業論文・卒業研究は複数の教員による審査を経ており、審査の客観性を担保している。卒業は、各学部で定めた卒業資格に照らし、教授会による合議で判定し、学部長が認定している。

これらのことから、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されていると判断する。

5-3-③ 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

成績評価等の正確さを担保するための措置として、次の2つの取組を実施している。①教員は成績をウェブサイトから入力し、その結果をウェブサイトで常時、学生が確認できる。②学生に配付する成績表及び成績確認用ウェブサイトには、「内容に疑義がある場合は、速やかに所属学部の教務学生掛等に問い合わせ下さい」と記載されており、成績判定に疑問のある学生は、各学部の教務学生掛を通じて担当教員に申立てを行うことが可能である。

教務学生掛が学生と担当教員を仲介することにより、申立ての事実確認を担保している。担当教員には試験答案、レポート、採点結果等成績判定の根拠資料を1年間保管するよう義務付け、学生からの疑問には、授業担当教員がこれらの資料を点検し対応している。

これらのことから、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられていると判断する。

<大学院課程>

5-4-① 教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程が体系的に編成されており、目的とする学問分野や職業分野における期待にこたえるものになっているか。

深い学識を養うために、講義、演習、実験、実習等、多様な形態による授業を実施しており、基礎的な素養から、最先端の知識までカバーするように各科目が配置されている。卓越した能力を培うために、修士論文及び博士論文の作成に重点を置いている。

ただし、国際言語文化研究科では、修士論文の提出にかえて、指導教員が指定する授業科目を12単位以上修得することで一部の学生の修了を認めてきたが、大学院通則の基準を十分に満足するものではないと認識し、平成20年度より、研究科規程を改正することを決定している。

これらのことから、教育課程が体系的に編成されており、目的とする学問分野や職業分野における期待にこたえるものになっていると判断する。

5-4-② 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

各研究科の授業内容と教育課程の編成の趣旨との関係は、整合性を有しており、その授業内容は教育課程ごとにシラバスに提示されている。

これらのことから、授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5-4-③ 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究の成果を反映したものとなっているか。

シラバスから、授業の内容が研究の成果や学問の進展を反映したものであることを確認することができる。

文部科学省21世紀COEプログラムにおいて、平成14年度に「システム生命科学：分子シグナル系の統合」、「新世紀の食を担う植物バイオサイエンス」、「自然に学ぶ材料プロセッシングの創成」、「物質科学の拠点形成：分子機能の解明と創造」、「社会情報基盤のための音声・映像の知的統合」、「先端プラズマ科学が拓くナノ情報デバイス」、「統合テキスト科学の構築」の7件、平成15年度には、「神経疾患・腫瘍の統合分子医学の拠点形成」、「宇宙と物質の起源：宇宙史の物理学的解読」、「太陽・地球・生命圏相互作用系の変動学」、「情報社会を担うマイクロナノメカトロニクス」、「同位体が拓く未来」の5件、平成16年度に「計算科学フロンティア」の1件が採択され、研究成果が大学院教育に反映されている。

文部科学省グローバルCOEプログラムにおいて、平成19年度に「システム生命科学の展開：生命機能の設計」、「分子性機能物質科学の国際教育研究拠点形成」、「テキスト布置の解釈学的研究と教育」の3件が採択されている。

これらのことから、授業の内容が、全体として研究の成果を反映したのものとなっていると判断する。

5-4-④ 単位の実質化への配慮がなされているか。

単位の实質化への配慮として、①セミナー・演習では、プレゼンテーション、レポートの提出、文献内容の紹介、修士・博士論文の進捗状況の報告等、授業時間外に多くの準備を必要とする課題を課している。

②教科書・参考書等、準備学習・復習等についての具体的な指示をシラバスに明記している。③予習状況、課題、レポート、プレゼンテーション、小テスト等を加味した成績評価を実施している。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-4-⑤ 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を有している場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。

社会人学生の修学に配慮するため、教育発達科学研究科、医学系研究科（保健学系）、国際開発研究科、国際言語文化研究科、環境学研究科では、大学院設置基準第14条（教育方法の特例）「大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる」を適用して、当該学生を対象に昼夜開講制を採っているほか、休日や特定の時期に授業や研究指導を行っている。

電子メールを利用した指導教員からの連絡指導体制をとっており、また、夜間連絡ポストや文書受け渡し用ロッカーを設置するなどの便宜を図っている。

これらのことから、夜間において授業を実施している課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされていると判断する。

5-5-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。（例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、多様なメディアを高度に利用した授業、情報機器の活用等が考えられる。）

各研究科では、教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習、少人数授業、対話討論型授業等の多様な授業形態による教育課程を編成している。

また、各研究科の授業内容に応じて学習指導法の工夫がなされている。例えば、情報科学研究科では、他専攻、他研究科の開講科目の履修を義務付けることにより、幅広い知識の習得を目指している。理学研究科生命理学専攻では、研究室における専門的研究、演習等を中心として、さらに専攻内の他研究グループ教員によるセミナー、他大学教員による特別講義を行っている。国際開発研究科では、各受講生の提出した課題レポートを他の受講生全員が閲覧できるようにしている。

文部科学省「魅力ある大学院教育」イニシアティブ事業において、平成17年度に「チーム参加型プログラムによる教育の体系化」、「発信型研究者養成を目指す法学・政治学教育」、「国際開発分野における自立的研究能力の育成」、「官学連携による生命技術科学教育の推進」の4件が採択されている。さらに、平成18年度に「人文学フィールドワーカー養成プログラム」、「社会環境学教育カリキュラムの構築」の2件が採択され、大学院教育改革に積極的に取り組んでいる。

文部科学省がんプロフェッショナル養成プランにおいて、平成19年度に「臓器横断的がん診療を担う人材養成プラン—グローバルスタンダードにかなうメディカルオンコロジーチームの育成—」が採択されている。

文部科学省大学院教育改革支援プログラムにおいて、平成19年度に「法整備支援をデザインできる専門家の養成」、「国際協力型発信能力の育成」、「モノから生体をつなぐ物質科学者養成」、「学生プロジェクトを支援する数理科学教育」、「専攻横断型の包括的保健医療職の育成」の5件が採択されている。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-5-② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

各研究科において、授業名、担当教員名、目的、授業内容、成績評価方法・基準、準備学習等についての具体的な指示、教科書、参考文献、履修条件を明記したシラバスを作成し、教育課程の編成の趣旨に即した授業の目的と内容が記述されている。

多くの研究科で、シラバスをウェブサイトで公開し、活用されている。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-5-③ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）、若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-6-① 教育課程の趣旨に沿った研究指導が行われているか。

大学院進学後、各学生の指導教員を定め、その指導のもとに教育目標に沿って研究テーマ・研究計画を設定させている。また、研究の途中経過を学生にセミナー等で発表させ、各研究科の教育目的・目標に照らした教育課程の趣旨に沿って指導を行っている。

これらのことから、教育課程の趣旨に沿った研究指導が行われていると判断する。

5-6-② 研究指導に対する適切な取組（例えば、複数教員による指導体制、研究テーマ決定に対する適切な指導、TA・RA（リサーチ・アシスタント）としての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練等が考えられる。）が行われているか。

ほとんどの研究科において複数指導教員制で偏りのないきめ細かな指導を行うとともに、TA・RAとしての活動を通じ教員・研究者となるための能力の育成を図っている。また、各研究科の専門領域の特性に応じて研究指導に対する工夫や取組が行われている。その代表例として、教育発達科学研究科心理発達科学専攻では、大学院博士後期課程の全員が学部3年次学生の実験演習を指導している。環境学研究科では、TAを採用した科目や研究において、学生と教員双方がそれぞれ実施報告書を作成し、それを通じて、TAが適切に機能しているかどうかを点検している。

これらのことから、研究指導に対する適切な取組が行われていると判断する。

5-6-③ 学位論文に係る指導体制が整備され、機能しているか。

各研究科の学位論文に係る指導は、それぞれの研究科規程に定められており、各研究科の専門分野の特性に応じて、論文指導体制が整備されている。多くの研究科では、複数指導教員制、学修計画書等の提出、中間経過報告会等の開催が行われている。また、各研究科の学位授与状況等から、指導体制は機能しているといえる。

これらのことから、学位論文に係る指導体制が整備され、機能していると判断する。

5-7-① 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

成績評価基準は、学部の基準に準じて運用している。修了認定基準は、大学院通則及び各研究科規程等に定められ、学生便覧に掲載し、入学・進学ガイダンス時に説明している。

授業の出欠状況、レポート、中間テスト、最終の定期試験等の組合せによる具体的な成績評価方法をシラバスに明記し、必要に応じ授業中に説明している。

博士学位論文の審査基準は、各研究科・専攻ごとに内規等に定め、随時説明している。

これらのことから、成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されていると判断する。

5-7-② 成績評価基準や修了認定基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

各研究科が定めた成績評価基準や修了認定基準に従って、シラバスに記載されている成績評価の方法により、授業への出欠状況、レポートの内容、中間・期末試験の結果等を総合的に判断して、成績評価が行われている。

修士学位論文及び博士学位論文は複数の教員による合議と、研究科教授会により合否判定が行われており、審査の客観性を担保している。

修了認定は、各人の単位修得状況や学位論文の審査結果に基づき、研究科教授会の合議により、研究科長が認定している。

これらのことから、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されていると判断する。

5-7-③ 学位論文に係る適切な審査体制が整備され、機能しているか。

修士学位論文及び博士学位論文の審査委員会は、指導教員を含む2人以上の専任教授から構成され、論文の査読、口頭試問又は研究発表会等により、論文提出者の専門分野に対する学識を審査し、合否判定を行っている。これらの結果は、研究科教授会に報告し、研究科教授会はこれを基に最終審査を行っている。その承認を経て、当該研究科長の認定に基づき、総長が学位を授与している。

博士学位論文の提出資格については、各研究科・専攻において、内規や申し合わせによって基準が定められている。ほとんどの研究科・専攻では、学位申請にあたって、査読付き学会誌への一定数の論文掲載を課している。

これらのことから、学位論文に係る適切な審査体制が整備され、機能していると判断する。

5-7-④ 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

各研究科で配布する学生便覧又はシラバス等に、「成績評価に疑義がある場合は、速やかに所属研究科の教務学生掛等に問い合わせ下さい」と記載されており、成績判定に疑問のある学生は、各研究科の教務学生掛を通じて担当教員に申立てを行うことが可能である。教務学生掛が学生と担当教員を仲介することにより、申立ての事実確認を担保している。担当教員には試験答案・レポート・採点結果等成績判定の根拠資料を1年間保管するよう義務付け、学生からの疑問には、授業担当教員がこれらの資料を点検し対応している。

これらのことから、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられていると判断する。

<専門職大学院課程>

5-8-① 教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程が体系的に編成されているか。

法科大学院の教育の目的に照らし、将来の法曹としての実務に必要な学識を修得させる「法律基礎科目」、法律実務の基礎的素養を涵養する「実務基礎科目」に加え、基礎法学に関する分野又は法学と関連する分野である「基礎法学・隣接科目」、応用的・先端的な法領域やその他の実定法に関する「展開・先端科目」を配置し、理論と実践を架橋するとともに、学年進行に応じて段階的に構成された体系的教育課程が編成されている。1年次では実体法の基礎知識の習得、2年次では実体法の応用力の育成、また3年次では法律基本科目と実務基礎科目、展開・先端科目など融合という段階的な教育方針がとられている。

これらのことから、教育課程が体系的に編成されていると判断する。

5-8-② 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

法曹に共通に必要な専門的資質・能力の修得、専門的な法知識の確実な修得、法知識を批判的に検討・発展させていく創造的な思考力の育成を図る法律基本科目、事実に即した具体的な問題解決に必要な法的分析・議論能力の育成、法曹としての責任感・倫理観の涵養と社会貢献の機会の提供、法曹に共通して必要な資質・能力の修得、豊かな人間性の涵養・向上を目的とする実務基礎科目、優れた法曹として必要な幅広い基礎的な法学・隣接的知見を修得する機会を与え、高い素養を持った実務家を養成することを目的とする基礎法学・隣接科目、先端的な法的問題について、双方向的な手法による講義を行う科目で、法曹としての専門分野を模索するための展開・先端科目を配置し、理論と実践を架橋するとともに、学年進行に応じて段階的に構成された授業内容となっている。

これらのことから、授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5-8-③ 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究の成果を反映したのとなっているか。

シラバスから、授業の内容が研究の成果や学問の進展を反映したものであることが分かる。

これらのことから、授業の内容が、全体として研究の成果を反映したのとなっていると判断する。

5-8-④ 単位の実質化への配慮がなされているか。

授業に実効性を持たせ単位の実質化を図るため、シラバスによる予習・復習事項の明示、学習支援体制の整備を行い、学生が十分な予習・復習時間を確保することができるよう、履修登録単位数に制限を設けている。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-8-⑤ 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を有している場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。

該当なし

5-9-① 教育課程や教育内容の水準が、当該職業分野の期待にこたえるものになっているか。

当該職業分野の期待を踏まえ、国際社会の中で積極的に活動でき、企業法務に強く、市民生活上の法律問題に関する十分な専門的知識を有し、かつ情報技術に強い法曹の養成を目指しており、教育課程と授業内容の水準を確保するために、以下の点に留意し、教育課程を編成している。

- ①法曹育成の観点から法律基本科目について教育内容を見直す。
- ②司法研修所の前期修習の内容を含む実務教育科目を用意する。
- ③法律基本科目と実務基礎科目を連動させる。
- ④研究者教員と実務家教員が協同して教える体制をつくる。
- ⑤専門性のある法曹となるために、多様な選択肢を用意する。

これらのことから、教育課程や教育内容の水準が、当該職業分野の期待にこたえるものになっていると判断する。

5-10-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。(例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、多様なメディアを高度に利用した授業、情報機器の活用等が考えられる。)

プロセスを重視し、双方向、多方向型の授業が行われるよう、少人数による授業を実施しており、ほとんどの授業が50人以下で行われている。また、各科目の教育目的に照らして、対話・討論型授業、フィールド型授業、多様なメディアを高度に利用した授業などの授業形態を組み合わせ、法曹としての必要な能力を育成する指導を行っている。

文部科学省法科大学院等専門職大学院形成支援プログラムにおいて、平成16年度に採択された「自分の技量を随時確認できる多様な環境構築」プロジェクトより、「NLSシラバスシステム」、「お助け君ノート」、「学ぶ君システム」、「動画映像による実技評価システム」、「匿名ピアレビューシステム」のITを活用した法曹養成教育の多様な学習支援システムを構築している。その他「実務技能教育教材共同開発共有プロジェクト」、「実務基礎教育の在り方に関する調査研究」の2件が採択されている。

平成19年度には、文部科学省専門職大学院等教育推進プログラム「実務技能教育指導要綱作成プロジェクト」、「全国法曹キャリア支援プラットフォーム」の2件が採択されている。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-10-② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

法学研究科実務法曹養成専攻において、授業に実効性を持たせるため、授業科目ごとに詳細なシラバスを作成し、1年間の授業計画、授業内容・方法、成績評価の基準・方法をあらかじめ学生に周知するとともに、学生が授業の事前事後の学習を効果的に行えるよう配慮している。

また、「NLSシラバスシステム」を通じて、開講科目について授業の概要・授業計画を大学の外からでもインターネットを用いて事前に知ることができる。「授業計画」のページでは、授業時間内でどのような学習活動が行われるかだけでなく、当日の授業までに予習すべき事項がわかる。また、「授業の記録」のページでは、授業のレジュメや資料も履修者には公開され、教育のさまざまな場面で活用されている。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-10-③ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクリーニングを含む。）、若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-11-① 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

成績評価基準や修了認定基準は、研究科規程に定められており、学生便覧に明記し、ガイダンスで周知している。また、成績評価の基準及び方法を「NLSシラバスシステム」に掲載し、学生に周知している。

これらのことから、成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されていると判断する。

5-11-② 成績評価基準や修了認定基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

評価の分布について目安を設け、学生の到達度に従い成績評価を行っている。再試験制度についても厳格に実施している。修了認定は、研究科規程に基づき、専攻会議で行っている。

これらのことから、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されていると判断する。

5-11-③ 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

学生便覧には、「成績に疑義がある者は、成績発表後所定の成績確認期間内に、成績確認を求めることができる。成績確認を求める場合には、所定の用紙を教務学生掛に提出して行く。成績確認期間経過後は、成績に関する疑義の申立てには応じない。」と記載されている。教務学生掛が学生と担当教員を仲介し、記録に留めることにより申立ての事実確認を担保している。

定期試験答案は学内規程に従い、所定の期間事務の倉庫内において保管されている。成績確認申請件数は、平成16年度後期が5件、平成17年度前期が4件、平成17年度後期が3件、平成18年度前期が7件、平成18年度後期が1件となっている。この成績確認申請体制は適切に機能している。

これらのことから、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準5を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 平成15年度に「創成型工学教育支援プログラム」が文部科学省特色GPに採択され、異分野グループ集団ダイナミクスによる創造性・総合性の涵養に教育効果をあげている。また、平成16年度には、複数の大学で採択されている「コアリッションによる工学教育の相乗的改革」に参画している。
- 平成18年度に「専門教育型キャリア教育体系の構築—専門教育の質的發展を通じた学生・院生の資質向上—」が文部科学省現代GPに採択され、結果としてインターンシップ参加者数が増加している。
- 平成18年度に「人脈形成型の国際連携法学教育環境の構築—日本人学生と留学生とで協力学習する法学部カリキュラムの開発—」が文部科学省大学教育の国際化推進プログラム戦略的国際連携支援に採択され、国際的視野で法律・政治を学ぶ環境を構築している。
- 平成17年度に「チーム参加型プログラムによる教育の体系化」、「発信型研究者養成を目指す法学・政治学教育」、「国際開発分野における自立的研究能力の育成」、「官学連携による生命技術科学教育の推進」の4件、平成18年度に「人文学フィールドワーカー養成プログラム」、「社会環境学教育カリキュラムの構築」の2件が文部科学省「魅力ある大学院教育」イニシアティブ事業に採択され、大学

院教育改革に積極的に取り組んでいる。

- 平成 16 年度に「自分の技量を随時確認できる多様な環境構築」、「実務技能教育教材共同開発共有プロジェクト」、「実務基礎教育の在り方に関する調査研究」の 3 件が文部科学省法科大学院等専門職大学院形成支援プログラムに採択され、専門職大学院の教育改革に積極的に取り組んでいる。
- 平成 14 年度に「システム生命科学：分子シグナル系の統合」、「新世紀の食を担う植物バイオサイエンス」、「自然に学ぶ材料プロセッシングの創成」、「物質科学の拠点形成：分子機能の解明と創造」、「社会情報基盤のための音声・映像の知的統合」、「先端プラズマ科学が拓くナノ情報デバイス」、「統合テキスト科学の構築」の 7 件、平成 15 年度に「神経疾患・腫瘍の統合分子医学の拠点形成」、「宇宙と物質の起源：宇宙史の物理学的解読」、「太陽・地球・生命圏相互作用系の変動学」、「情報社会を担うマイクロナノメカトロニクス」、「同位体が拓く未来」の 5 件、平成 16 年度に「計算科学フロンティア」の 1 件が文部科学省 21 世紀 COE プログラムに採択され、これらの研究成果が大学院教育に反映されている。
- 平成 19 年度に「プロジェクト型大学間交流連携ゼミの構築—法学部連携によるカリキュラム多様化環境の生成—」が文部科学省現代 GP に採択されている。
- 平成 19 年度に「潜在的支援力を結集した支援メッシュの構築」が文部科学省新たな社会的ニーズに対応した学生支援プログラムに採択されている。
- 平成 19 年度に「システム生命科学の展開：生命機能の設計」、「分子性機能物質科学の国際教育研究拠点形成」、「テキスト布置の解釈学的研究と教育」の 3 件が文部科学省グローバル COE プログラムに採択されている。
- 平成 19 年度に「臓器横断的がん診療を担う人材養成プラン」が文部科学省がんプロフェッショナル養成プランに採択されている。
- 平成 19 年度に「法整備支援をデザインできる専門家の養成」、「国際協力型発信能力の育成」、「モノから生体をつなぐ物質科学者養成」、「学生プロジェクトを支援する数理科学教育」、「専攻横断型の包括的保健医療職の育成」の 5 件が文部科学省大学院教育改革支援プログラムに採択されている。
- 平成 19 年度に「実務技能教育指導要綱作成プロジェクト」、「全国法曹キャリア支援プラットフォーム」の 2 件が文部科学省専門職大学院等教育推進プログラムに採択されている。

基準6 教育の成果

6-1 教育の目的において意図している、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、教育の成果や効果が上がっていること。

【評価結果】

基準6を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

6-1-① 大学として、その目的に沿った形で、教養教育、専門教育等において、課程に応じて、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等についての方針が明らかにされており、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われているか。

学術憲章において、教育の基本目標を明確にしている。

学部教育で育成する人材像はアドミッション・ポリシーに明記している。大学院教育における人材養成目的は、大学院通則及び各研究科規程に明記している。各学部・研究科では、学生が身に付けるべき学力、資質や能力を教育目標として設定している。

卒業生・修了生及びその就職先・進学先の上長を対象に、各学部・研究科が設定した教育目標の達成状況を調査している。また、平成18年度の調査は、卒業生219人、修了生451人に対して実施し、回収率は、卒業生61%（その上長53%）、修了生65%（その上長60%）となっている。出身学部・研究科の教育目標を達成できたとする回答は、卒業生67%（その上長92%）、修了生84%（その上長91%）となっている。調査結果は、評価企画室が集計・分析し、教育活動に対する検討の資料として提供されている。

これらのことから、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等についての方針が明らかにされており、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われていると判断する。

6-1-② 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

学期ごとの成績表を指導教員から学生に配付し、指導教員は学生の単位修得状況を確認している。

現役卒業率は約87%、現役修了率は約93%である。医学部における医療関係資格試験の合格率は、平成18年度においては、医師国家試験が96.9%、看護師国家試験が98.7%、診療放射線技師国家試験が97.1%、臨床検査技師国家試験が97.4%、理学療法士国家試験が92%、作業療法士国家試験が100%となっている。法学研究科実務法曹養成専攻（平成18年3月修了）の司法試験の合格率は、58.6%となっている。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-③ 授業評価等、学生からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

全学教育科目及び学部専門教育における授業評価アンケートの中で、学習達成度について調査を行っている。

全学教育科目では、授業内容の理解、授業からの知的な刺激、シラバスの学習の目標の達成度を総合して見た授業への満足度は、平成17年度においては、平均75%を超えた科目が26科目中20科目であり、50%以下の科目はなく、授業への満足度は高い。

全学教育に関する授業アンケートの結果、「総合的にみて授業に満足しましたか」に対して基礎セミナーと外国語科目の満足度が非常に高いことが注目される。

教育効果については、卒業・修了時に調査を実施し、学部・研究科の教育目標の達成度を点検している。特に大学院の少人数科目の一部に関しては、対面調査等で教育効果の確認を行っている。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-④ 教育の目的で意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果について定量的な面も含めて判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

全体的に大学院進学者が多く、特に理系（医学部を除く。）では約70%以上が進学するため、学部の就職者数は卒業生数に比して少ないが、就職希望者における就職率は高い。

卒業後及び大学院博士前期課程修了後は、専門性を要求される幅広い職種に就職している。大学院博士後期課程修了生の就職先は、大学等高等教育機関の教育研究職、企業・公的研究機関等の研究職などが多い。今後さらにノンアカデミック・キャリアパスの開拓に努め、博士号取得者の就職先と社会的活躍の場を拡大していくことが期待される。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-⑤ 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

卒業生・修了生及びその就職先・進学先の上長を対象に、各学部・研究科が設定した教育目標に対する成果を調査した。教育目標の達成状況に対する肯定的回答の割合は、学士課程において卒業生が67%（その上長が92%）、大学院課程において修了生が84%（その上長が91%）であり、高い評価結果を得ている。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準6を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 卒業生・修了生及びその就職先・進学先の上長を対象に教育成果に関する調査を実施し、高い評価結果を得ている。
- 全学教育科目では、授業内容の理解、授業からの知的な刺激、シラバスの学習の目標の達成度を総合した授業への満足度が高い。

【更なる向上が期待される点】

- 大学院博士後期課程修了生の就職先については研究職などが多いが、今後さらに、ノンアカデミック・キャリアパスの開拓に努め、博士号取得者の社会的活躍の場を拡大していくことが期待される。

基準 7 学生支援等

- 7-1 学習を進める上での履修指導が適切に行われていること。また、学生相談・助言体制等の学習支援が適切に行われていること。
- 7-2 学生の自主的学習を支援する環境が整備され、機能していること。また、学生の活動に対する支援が適切に行われていること。
- 7-3 学生の生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

【評価結果】

基準 7 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

7-1-① 授業科目や専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

新入生を対象に、全学教育科目及び所属学部/専攻の専門系科目の学習方針、履修方法、授業時間割等、学習に関する履修ガイダンスを各学部で実施している。その後のアンケート調査によりガイダンスに対する効果や要望を把握している。

各学年当初に、各学部・研究科において、専門・コースの選択、進級要件、卒業・修了要件等に関して、学科・コース、専攻・分野別ガイダンスが行われている。

これらのことから、ガイダンスが適切に実施されていると判断する。

7-1-② 学習相談、助言（例えば、オフィスアワーの設定、電子メールの活用、担任制等が考えられる。）が適切に行われているか。

クラス担任や指導教員、教養教育院事務室及び各学部の教務学生掛等が学習に関する相談に対応している。学生相談総合センターでは、履修・学習方法、学習困難、留年、再受験、転学部・転学科等、学習や進路に関する相談に対応している。新入生が大学で学ぶことの意味を理解し、大学での学習活動を充実できるようにするためのアイデアや実践方法をまとめた新入生用学習ガイドブック『名古屋大学新入生のためのスタディティップス』を、平成 18 年度から新入生オリエンテーションで全員に配付している。この冊子は 2 冊あり、『学識ある市民をめざして』では、大学での学習において高等学校までの勉強と何が違うのか、大学で学ぶことにどんな意味があるのか、大学で守らなければならないルールやマナーなどについて説明されている。また『自発的に学ぼう』では、新入生が自発的に学習できるようになるための具体的な指針がわかりやすく説明されている。

これらのことから、学習相談、助言が適切に行われていると判断する。

7-1-③ 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

全学教育科目に関する授業評価アンケートの質問項目及び自由記載欄を通じ、学習支援に関する学生のニーズを把握している。各学部・研究科では、授業評価アンケート、オフィスアワー、意見箱等種々の取組により、学生のニーズを把握している。

学生諸団体からの要望事項等について、本部学生生活委員会（年 10 回程度開催）において学生代表との懇談会を行い、また、総長及び教育担当副総長が、大学院生協議会との懇談会を行い、要望事項等について意見交換を行っている。

学習支援を含めた生活一般に関する学生のニーズを把握するために、自由記述欄を設けた学生生活状況調査等を実施している。

これらのことから、学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されていると判断する。

7-1-④ 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし

7-1-⑤ 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、社会人学生、障害のある学生等が考えられる。）への学習支援を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて学習支援が行われているか。

留学生を対象として、多様な日本語教育プログラムを様々な言語により、オンラインで提供し、また、チューター制度による個別学習支援や大学院生による論文作成支援を行っている。一部の研究科では、カリキュラムすべてを英語で行うコースを設けている。その他、多くの学部・研究科では、英語による授業（155科目）を開講している。

社会人学生の修学に配慮して、授業や研究指導の一部を夜間や特定の時期に行い、夜間連絡ポスト、文書受け渡しロッカーを設置している。

障害のある学生に対して、履修しやすい教室を配置し、教員に対して適切な配慮を要請し、チューター制度による個別学習支援を実施している。例えば、聴覚障害の学生には、プレゼンテーションスライド・配付資料を詳細にし、はっきり、ゆっくり講義するなどの配慮やノートテイカー、点字ライター等の配置（チューターの配置）を実施している。また、健康・スポーツ科学実習においては、障害のある学生を対象にした種目を開設している。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる者への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、また、必要に応じて学習支援が行われていると判断する。

7-2-① 自主的学習環境（例えば、自習室、グループ討論室、情報機器室等が考えられる。）が十分に整備され、効果的に利用されているか。

情報メディア教育センターの情報端末を設置した講義室は、原則として平日の8時45分から16時45分まで利用可能である。また、各部局にサテライトラボを設置しており約900台の端末が使用可能となっている。特に教養教育院では132台を設置し、3人のサービススタッフが学生の自主的学習を支援している。

中央図書館のオープンスペースに海外の主な放送局の番組が見られる部屋「世界の窓」を設置している。これらのことから、自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていると判断する。

7-2-② 学生のサークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

一般共通経費から、学生会館維持費、運動場・艇庫等維持費、学生生活助言等経費、課外活動経費及び名大祭経費等を措置するのに加え、平成17年度から、学生福利厚生・課外活動等充実費として、毎年度1億円が予算措置されている。

大学公認団体の文化サークル連盟に対しては、東海地区国立大学文化祭等での活動を支援している。また、大学公認団体の体育会に対しては、全国七大学総合体育大会等での活動を支援している。

その他、優れた課外活動に対する表彰制度として、体育会会長表彰制度、総長顕彰制度がある。

学生生活状況調査における学生のサークル加入率については、第19回調査（平成12年11月）の30%から、第22回調査（平成18年10月）の37.4%へと上昇している。

これらのことから、課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われていると判断する。

7-3-1① 学生の健康相談、生活相談、進路相談、各種ハラスメントの相談等のために、必要な相談・助言体制（例えば、保健センター、学生相談室、就職支援室の設置等が考えられる。）が整備され、機能しているか。

学生の健康相談、生活相談、進路相談、各種ハラスメントの相談等に関して、以下のように必要な相談・助言体制を整備し、恒常的に利用されており、相談体制が機能している。

保健管理室において、メンタルヘルスも含めた健康相談に対応している。学生相談部門、メンタルヘルス部門、就職相談部門の3部門からなる「学生相談総合センター」を設置し、学生の入学から卒業までの様々な悩みの相談に応じている。就職相談部門に就職支援アドバイザー1人を置き、就職支援室と連携してキャリア形成支援の整備・充実に取り組んでいる。センターとして、先輩学生が後輩学生を支える「就活サポーター」制度を支援している。平成13年10月に「名古屋大学ハラスメント防止基本宣言」を制定し、セクシュアル・ハラスメントやアカデミック・ハラスメントの防止及び相談に取り組んでいる。学生相談総合センターの支援により、ボランティアの先輩学生が後輩学生に対して悩み相談に応じるピア・サポート活動を行っている。

これらのことから、必要な相談・助言体制が整備され、十分機能していると判断する。

7-3-1② 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

学生諸団体からの要望事項等について本部学生生活委員会（年10回程度開催）において毎回学生代表との懇談会を行い、生活支援に関する学生のニーズを継続的に把握している。

また、総長及び教育担当副総長は、大学院生協議会と意見交換を行い、学費や奨学金などに関する学生のニーズを把握している。その結果、構内の照明機器の増設、照度確保のための樹木剪定等の改善が行われた。

学生生活状況調査を隔年で実施し、経済生活及び大学生生活全体全般にわたる学生のニーズを把握し、『学生生活状況調査報告書』を作成し学内に周知している。

これらのことから、生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されていると判断する。

7-3-1③ 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、障害のある学生等が考えられる。）への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて生活支援等行われているか。

留学生を対象に、①留学生相談室の設置、②留学生の多い部局に留学生担当教員を配置、③新入留学生を対象としたオリエンテーションや異文化交流事業の開催、④インターナショナルレジデンス及び留学生会館等の宿舎を提供、⑤奨学金、宿舎、各種交流事業に関する情報をウェブサイト等で随時提供、⑥アルバイト等資格外活動の許可の取り次ぎ申請、⑦全学で教職員留学生後援会を組織し、臨時費用の貸し付け（無利子）やアパート等の賃貸契約に係る連帯保証事業の実施等の支援を行っている。

障害のある学生を対象に、①車いす用機の設置、②車いす対応エレベーターの整備、③スロープの設置、屋外通路等の段差解消、④階段昇降機の整備、⑤車いす用トイレの整備などの支援を行っている。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる者への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、また、必要に応じて生活支援等が行われていると判断する。

7-3-④ 学生の経済面の援助（例えば、奨学金（給付、貸与）、授業料免除等が考えられる。）が適切に行われているか。

学生を対象とした経済面の援助として、大学院博士後期課程の学生を対象とした「学術奨励賞奨学金」の授与、入学料免除・授業料免除、日本学生支援機構奨学金に関する各学部・研究科を通じた情報提供及び推薦を行っている。各種奨学金制度に関しても同様に情報提供などを行っている。

平成19年度の学術奨励賞奨学金の受給者（4月入学）は、196人である。

平成18年度の入学料免除の受給者は、法科大学院生も含めて、全額免除6人（申請者に対する割合2%）、半額免除158人（申請者に対する割合60%）である。また、授業料免除の状況は、全額免除1,362人（申請者に対する割合52%）、半額免除779人（申請者に対する割合30%）である。ただし、法科大学院の授業料については、半額免除でなく、一部免除である。

学生宿舎として、国際嚶鳴館（収容人員292人、留学生の入居可。）、留学生宿舎としてインターナショナルレジデンス（120室）、留学生会館（56室）を設置し、学生の経済的負担の軽減に努めている。

これらのことから、学生の経済面の援助が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準7を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 大学院博士後期課程学生を対象とした学術奨励賞奨学金制度により、大学院博士後期課程への進学を促している。

基準 8 施設・設備

- 8-1 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、有効に活用されていること。
- 8-2 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に応じて、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備されていること。

【評価結果】

基準 8 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

8-1-① 大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備（例えば、校地、運動場、体育館、講義室、研究室、実験・実習室、演習室、情報処理学習のための施設、語学学習のための施設、図書館その他附属施設等が考えられる。）が整備され、有効に活用されているか。また、施設・設備のバリアフリー化への配慮がなされているか。

大学の教育を行う主要な建物等は東山キャンパス、鶴舞キャンパス、大幸キャンパスの3地区を中心に配置されている。

校地面積は、東山キャンパスが 698,380 m²、鶴舞キャンパスが 89,137 m²、大幸キャンパスが 48,463 m² となっている。全体の校舎面積は、721,651 m² となっている。

各学部・研究科等に、講義室 193 室、演習室 216 室、実験・実習室 1,149 室、情報処理学習施設 32 室を整備している。

主な教育用運動施設として、体育館、陸上競技場、野球場、屋内プール等の各種運動施設が整備され、体育実技の授業及びクラブ・サークルの課外活動に活用されている。

情報処理関連教育施設として、情報メディア教育センターを、附属図書館として、中央図書館、医学部分館及び各部局の図書室を整備しており、それぞれの目的に沿って設備が整備され、活用されている。

バリアフリー化への配慮として、平成 16 年度に実施した身体障害者等対策施設実態調査により現状を把握し、「キャンパスマスタープラン 2005」においてユニバーサルデザインの目標と課題を定め、階段昇降機、車いす用トイレ、点字サイン、外灯照明等の整備、野外通路等の段差解消などの整備を進めている。

これらのことから、大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備が整備され、有効に活用されており、また、バリアフリー化への配慮がなされていると判断する。

8-1-② 教育内容、方法や学生のニーズを満たす情報ネットワークが適切に整備され、有効に活用されているか。

情報連携基盤センターは、情報ネットワーク「名古屋大学キャンパス情報ネットワーク NICE」を構築し、基幹 LAN の通信速度は 10Gbps、支線は 10Gbps 又は 1Gbps と高速となっており、実効速度は平均約 40 Mbps となっている。接続されている端末機等の数は、平成 18 年度において約 20,000 台ある。

情報メディア教育センターは、端末機を備えたセンター内の講義室（センターラボ）をはじめ、学内 11 部局 16 室の端末室（サテライトラボ）と合わせて 1,054 台の端末機を配置しており、授業に利用される他、授業等が行われていない時間帯には学生及び教職員が自由に利用できる。平成 18 年度において、センターラボ及びサテライトラボを利用して開講された講義、演習、講習会、研修等の数は、248 あり、延べ 9,467 人が利用している。

学務情報検索システムを構築し、各学部に設置した情報検索タッチパネル及びウェブサイトを利用して、学部学生の履修登録・登録確認・修得科目確認等の手続き、全学教育科目等のシラバス閲覧及び学務に関する各種情報の取得を可能にしている。

中央図書館では、情報メディア教育センターのサテライトラボ等を含む68台の端末機を設置し、利用者が閲覧を希望する図書を検索でき、また、附属図書館が保有する電子図書の閲覧やオンラインデータベース検索等の利用に供するなど有効に活用されている。

これらのことから、情報ネットワークが適切に整備され、有効に活用されていると判断する。

8-1-③ 施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、構成員に周知されているか。

大学の施設・設備の運用等については、施設マネジメント委員会を中心として、施設の有効活用等を推進している。

総合研究棟に全学共用教育研究施設を設置し、既存の組織の枠を越えた教育研究組織等による活動のための施設や、共用講義室等を設けて、プロジェクト研究等の需要に応じている。また、核融合科学研究所跡地を共同教育研究施設地区として、建物の耐震改修工事を行う部局や、固有の建物が未整備となっている部局等の暫定的な利用に供するなど、有効に運用している。

附属図書館、情報メディア教育センター等、学生が利用する施設においては、学生便覧に概要と利用案内等を掲載し、新入生ガイダンス等で配布している。

情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティガイドラインを定め、ネットワークのセキュリティに関する基本的理念と遵守すべき具体的事項を全構成員に周知し、ウェブサイトで公開している。なお、新入生等を対象として毎年4月に情報セキュリティ研修を実施している。

また、実験・実習室等における学生の安全確保と設備の適正利用を目的として、実験、実習科目等の開講に先立ち、安全衛生教育を実施している。

これらのことから、施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、構成員に周知されていると判断する。

8-2-① 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されているか。

附属図書館は、全学で閲覧座席数2,030、蔵書数約290万冊を有している。

名古屋大学附属図書館中央図書館学習用図書整備指針を定め系統的かつ計画的な蔵書の整備に取り組み、約70人の教員から蔵書整備アドバイザーとして協力を得て、新刊書の購入及び改訂版への置き換え等を行うとともに、学生からの図書購入希望も受け付けている。また、教員推薦図書制度により、シラバスに掲載した図書は必ず中央図書館に収蔵している。これら学習用図書の有効活用を図る目的で、ウェブサイト上に「情報への道しるべ（パスファインダー）」を設け、テーマごとに、授業に関連する図書及び視聴覚資料の利用案内を提供している。

中央図書館の開館時間は、平日は8時45分から22時まで、土・日・祝日は8時45分から17時までとなっている。

医学部分館の開館時間は、平日は9時から20時まで、土曜日は13時から17時までとなっている。

中央図書館の各階には、共同学習・研究のためのグループ研究室、共同研究室、視聴覚ブースがあり、平成18年度の利用状況は学部生及び大学院生を合わせて年間626,942人である。

学術雑誌については、電子ジャーナルの導入を図っており、電子ジャーナルは15,168タイトル、また、従来の冊子による寄贈分も含めた年間受入雑誌は平成18年度では、13,808タイトルとなっている。

名古屋大学

情報ネットワークの整備充実に伴い「OPAC名古屋大学蔵書検索」を運用している。また、大学が生産、保有するデジタル情報の統合検索システムである「名古屋大学学術ナレッジ・ファクトリー」及び、教員及び職員等が執筆した学術雑誌掲載論文、紀要論文、学位論文等の研究成果を蓄積し情報発信する「名古屋大学学術機関リポジトリ」の構築により、様々な教育研究資料の提供を行っている。

これらのことから、教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準8を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 蔵書整備アドバイザー制度の導入により、図書の整備充実と提供を図っている。

基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

- 9-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され、取組が行われており、機能していること。
- 9-2 教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。

【評価結果】

基準9を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

9-1-① 教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積しているか。

教育活動に関する基礎データのうち、各部局のカリキュラム、履修・成績、学籍に関するデータは教務システムに集積し、シラバスデータ、授業評価アンケート、各授業の成績分布状況、FD活動による授業改善事例などは学部・研究科の教務委員会等で集積している。

各部局の教育活動の実態を示す資料やデータ及び自己点検評価・外部評価の結果は、評価報告書としてまとめ、蓄積・公表している。

これらのことから、教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積していると判断する。

9-1-② 学生の意見の聴取（例えば、授業評価、満足度評価、学習環境評価等が考えられる。）が行われており、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

教養教育院では、全学教育について授業評価アンケートを実施し、科目ごとに集約した結果を毎年報告書にまとめ教員に配布することで、他の科目との比較や自己分析を行っている。

学部では、授業評価アンケートを通して学生の満足度や要望を把握し、その結果を担当教員に返送することで授業改善を促している。研究科においては、文学研究科、経済学研究科、国際開発研究科、多元数理科学研究科、環境学研究科等、準備の整った研究科から順次授業評価アンケートを実施している。

学生生活状況調査を隔年で実施し、結果を報告書としてまとめ、学習環境の整備等に活用している。また、総長及び本部学生生活委員会による学生団体との懇談会を通じて意見を直接聴取し、学習環境の整備等に活用している。

これらのことから、学生の意見の聴取が行われており、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されていると判断する。

9-1-③ 学外関係者（例えば、卒業（修了）生、就職先等の関係者等が考えられる。）の意見が、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

卒業生・修了生及びその就職先・進学先の上長を対象に教育成果に関する調査を行い、大学全体の教育目的や学部・研究科の教育目標に照らして教育成果に関するデータを収集・分析している。

大学院課程に関しては、ノーベル賞受賞者3人を含む7人の国際的研究者から構成される総長直属の国際諮問委員会 International Advisory Board (IAB) に諮問し、①明確な教育目標にもとづいた大学院教育を実現すること、②世界最高水準の教育研究拠点の形成を促進すること、③世界に伍して競争力のあ

る大学院プログラムを作成し維持すること、これら3つの主要な項目に関する提言を得ている。また経営協議会において、学外委員から大学の教育活動について提言を受け、名古屋大学基金や名古屋大学学術奨励賞奨学金を創設している。

これらのことから、学外関係者の意見が教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されていると判断する。

9-1-④ 評価結果がフィードバックされ、教育の質の向上、改善のための取組が行われ、教育課程の見直し等の具体的かつ継続的な方策が講じられているか。

全学の教員が参加する全学教育科目では、FD活動「全学教育担当者会議」の全体会・分科会において、授業アンケートの結果に基づいて、教育の質向上のための点検作業や改善の議論等が行われている。

教養教育院と評価企画室とが連携し、電子データを共有して授業アンケート結果の分析を行い、課題を見出している。

また、各学部・研究科では教育活動の点検と改善を行う委員会等を設置し、授業評価アンケート結果から改善への組織的な対応と同時に、FDによる改善活動を実施している。自己評価・外部評価を実施した学部・研究科では、評価結果を報告書にまとめ、構成員にフィードバックしている。

具体的な改善事例として、法学部では、平成16年度に学生の学習意欲を高めるため、段階的、系統的なカリキュラムを前提に、授業科目の自由選択制を導入した。

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、教育の質の向上、改善のための取組が行われ、具体的かつ継続的な方策が講じられていると判断する。

9-1-⑤ 個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。

授業評価アンケート結果は、授業改善のための基礎資料として担当教員へフィードバックされ、授業改善に結びつけられている。具体的な改善事例として、授業の中で質問をする機会が十分設けられないため、毎回、質問票を配付し、授業終了時に回収を行っている。また板書を丁寧に書く、講義の早さを調節するなどの対応を行っている。

これらのことから、個々の教員は、評価結果に基づいてそれぞれの質の向上を図るとともに、継続的改善を行っていると判断する。

9-2-① ファカルティ・ディベロップメントについて、学生や教職員のニーズが反映されており、組織として適切な方法で実施されているか。

教養教育院では組織的に授業担当者が集まるFD活動が実施されている。授業評価アンケートによる学生の要望、教員や教育支援者の意見等が交わされており、FD活動が機能していると考えられる。この他、各学部・研究科、各学科・専攻においてFD活動が実施されている。

高等教育研究センターでは、平成18年5月にパンフレット『名古屋大学教員のための教育研修プログラムのご案内』を製作し、①現代の大学生、②シラバス設計法、③大学教授法の基礎、④メディアを活用した教授法、⑤多人数授業の教授法、⑥成績評価の方法の6つの基本プログラムを提示し、それに基づいて、各学部・研究科のニーズに応じたFD活動を、企画・教材作成・事後評価を含め実施している。また、学内の7部局（文学、経済学、情報文化、工学、医・保健、附属病院、教養教育院）からFD研修開催の依

頼があり、それぞれのニーズに応じて基本プログラムを調整し実施している。

授業実施上の問題が生じたときに個々の教員がすぐに参考にできるように、授業の改善点をコンパクトにまとめた『成長するティップス先生』等を製作し、ウェブサイトに掲載している。この取組は、平成16年度に文部科学省特色GPに採択された「教員の自発的な授業改善の促進・支援—授業支援ツールを活用した授業デザイン力の形成—」により、授業改善の必要性に対する教員の意識が高められ、継続的に発展している。

これらのことから、FDについて、学生や教職員のニーズが反映されており、組織として適切な方法で実施されていると判断する。

9-2-② ファカルティ・ディベロップメントが、教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

全学教育科目の成績分布状況を調査し、全学FD活動における授業改善や質向上のための取組が検討されている。

教養教育院は、高等教育研究センターと教育活動の点検を行うための資料を作成し、また評価企画室と協力して授業改善のためのデータ分析を行っている。

全学FD活動が定着してから、全学教育科目における授業満足度の向上が『平成17年度名古屋大学における授業アンケート調査報告書（全学教育科目）』から裏付けられる。

学部・研究科においてFD活動が教育の改善に結び付いている代表的な例として、課題設定型ワークショップの開設、教育目標の検討や授業カリキュラムの見直し、講義担当者会議での意見をもとにしたコアカリキュラムの改善などがある。

文部科学省大学教育の国際化推進プログラム海外先進教育実践支援では、平成18年度に「FD活動の国際化による大学教育の質的向上—世界先進大学との連携教育プロジェクト推進のための海外・国内FDサイクルの構築—」が採択され、海外の大学におけるFD研修プログラムへの参加などを通して教育改善の様々な取組を推進している。

これらのことから、FDが教育の質の向上や授業の改善に結び付いていると判断する。

9-2-③ 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切になされているか。

全学技術センターは、技術職員に対して実験や実習を補助する教育支援者としての研修を実施し、資質の向上を図っている。教養教育院は、全学教育科目担当教員FDの科目別FDにTAを参加させ、資質向上と意識啓発を行っている。実験担当のTAに対しては、安全講習を行っている。その他、各授業担当者は、TAの教育能力を高めるための指導を行っている。

また、高等教育研究センターは、大学院生に対する教授法研修「大学教員準備プログラム」、よりよい教育を実現するための提案と具体的なアイデアをまとめた『ティップス先生からの7つの提案<教務学生担当職員編>』の作成を通じ、学務学生業務を担当する大学職員の資質向上を図っている。

これらのことから、教育支援者や教育補助者に対し、その資質の向上を図るための取組が適切になされていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準9を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 平成 16 年度に「教員の自発的な授業改善の促進・支援—授業支援ツールを活用した授業デザイン力の形成—」が文部科学省特色GPに採択され、授業改善の必要性に対する教員の意識が高められている。
- 文部科学省大学教育の国際化推進プログラム海外先進教育実践支援では、平成 18 年度に「FD活動の国際化による大学教育の質的向上—世界先進大学との連携教育プロジェクト推進のための海外・国内FDサイクルの構築—」が採択され、海外の大学におけるFD研修プログラムへの参加などを通して教育改善の様々な取組を推進している。

【改善を要する点】

- 大学院教育における授業評価等に関しては、大学院教育にふさわしい評価の項目や実施方法に関して、さらなる検討が必要である。

基準 10 財務

- 10-1 大学の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有していること。
- 10-2 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されていること。
- 10-3 大学の財務に係る監査等が適正に実施されていること。

【評価結果】

基準 10 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

10-1-① 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

平成 18 年度末現在の資産は、固定資産 193,262,250 千円、流動資産 22,250,696 千円であり、合計 215,512,947 千円である。なお、教育研究活動を安定して遂行するために必要な校地、校舎等の資産を有している。

負債については、固定負債 83,615,309 千円、流動負債 25,432,327 千円であり、合計 109,047,636 千円である。なお、負債のうち、文部科学大臣から認可された償還計画に基づき返済している借入金が 51,151,007 千円であり、その他の負債については、ほとんどが実質的に返済を要しないものとなっている。

これらのことから、教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しており、債務が過大ではないと判断する。

10-1-② 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

経常的収入としては、運営費交付金、学生納付金、附属病院収入及び外部資金等で構成されている。

平成 16 年度からの 3 年間における状況から、学生納付金収入及び附属病院収入は安定して確保されている。

また、産学連携等研究収入や寄附金収入等の外部資金についても安定した確保に努めている。

これらのことから、教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されていると判断する。

10-2-① 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。

平成 16 年度から平成 21 年度までの 6 年間に係る予算、収支計画及び資金計画が中期計画の一部として、また、各年度に係る予算、収支計画及び資金計画が年度計画の一部として、部局長会、教育研究評議会、経営協議会及び役員会の審議を経て、総長により決定されている。

これらの計画は、大学ウェブサイトで公表されている。

これらのことから、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されていると判断する。

10-2-② 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

平成 18 年度において、経常費用 77,901,084 千円、経常収益 79,350,895 千円であり、経常利益 1,449,810

千円、当期総利益が1,298,463千円となっている。

なお、短期借入金はない。

これらのことから、収支の状況において、支出超過となっていないと判断する。

10-2-③ 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

予算配分に当たっては、配分の基本方針を策定し、財務委員会、部局長会及び経営協議会での審議を経て、役員会が予算配分方針を決定している。

教育研究経費については、教育研究基盤経費、目的別教育研究経費及び概算要求により認められた教育研究プロジェクトを行う特別教育研究経費に区分し配分している。

また、教育研究基盤経費のうち、10%を教育研究活性化経費とし、各部局の教育研究活動を活性化するための経費（部局提案分）と各部局の活動実績の指標に基づき評価し配分する経費（傾斜配分）との2区分として配分している。

さらに、目的別研究経費のうち、教育研究等を充実発展させるため、教育研究内容・体制の改善充実や国際交流の推進など、大学改革の取組や特色ある大学づくりのためのプロジェクトに必要な経費（総長裁量経費）を確保し、全学からプロジェクト計画の公募を受け、選考し配分するなど、教育研究活動に必要な経費を配分している。

また、管理運営特別事業費として、法科大学院の教室及び自習室の状況を改善するため、建物の一部を改修する工事予算を3カ年計画で措置している。

これらのことから、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

10-3-① 大学を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。

法令に基づき、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書並びに監事及び会計監査人の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、6年間一般の閲覧に供しなければならないこととなっている。

法令を遵守し、財務諸表について、文部科学大臣の承認を受けた後、財務諸表等を適切な形で閲覧に供するとともに、大学ウェブサイトでも公表している。

これらのことから、財務諸表等が適切な形で公表されていると判断する。

10-3-② 財務に対して、会計監査等が適正に行われているか。

財務に関する会計監査については、監事の監査、会計監査人の監査及び内部監査が行われている。

監事の監査については、監事監査要項に基づき実施されている。

会計監査人の監査については、文部科学大臣が選任した会計監査人により実施されている。

これらの監査報告書は大学ウェブサイトで公表されている。

内部監査については、独立性を持つ総長直属の監査室を設け、内部監査要項等に基づき、監査室職員が監査を実施し、監査室長が監査報告書を作成し、総長に報告している。

これらのことから、財務に対して、会計監査等が適正に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準10を満たしている。」と判断する。

基準 11 管理運営

- 11-1 大学の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。
- 11-2 管理運営に関する方針が明確に定められ、それらに基づく規定が整備され、各構成員の責務と権限が明確に示されていること。
- 11-3 大学の目的を達成するために、大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が行われ、その結果が公表されていること。

【評価結果】

基準 11 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

11-1-① 管理運営のための組織及び事務組織が、大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。また、必要な職員が配置されているか。

総長、理事 7 人、監事 2 人の役員が置かれている。国立大学法人法に基づき、総長及び理事 7 人（財務・学術情報関係、人事・労務関係、病院・施設整備・環境安全関係、教育関係、研究・国際交流関係、総務・事務総括関係、法務関係）の役員会、教学に関する学内の代表者 43 人の教育研究評議会及び経営に関する学内外の有識者 18 人の経営協議会が設置され、大学運営に関わる重要事項が審議されている。

事務組織として、事務局に 5 部（総務部、財務部、研究協力・国際部、施設管理部、学務部）16 課（総務課、秘書課、人事労務課、財務課、経理・資産管理課、契約課、情報企画課、研究支援課、社会連携課、国際課、施設企画課、施設整備課、施設管理課、学務企画課、学生総合支援課、入試課）が置かれ、また各部局に事務職員を配置している。

運営支援組織として、全学横断的に取り組むべき事項に関する企画・立案及びその遂行を目的に 4 つの本部（産学官連携推進本部、国際交流協力推進本部、情報連携統括本部、環境安全衛生推進本部）を、また、特定された具体的な事項に係る企画・立案及び業務処理のため、18 の施設・室（施設計画推進室、環境安全衛生管理室、核燃料管理施設、評価企画室、セクシュアル・ハラスメント相談所、社会連携推進室、災害対策室、国際学術コンソーシアム推進室、男女共同参画室、法務室、広報室、リスク管理室、総合企画室、研究推進室、産学官連携推進室、国際企画室、情報戦略室、環境安全衛生推進室）を設置している。

事務組織は、情勢に応じて、適正な規模・体制となるよう、改組・改編が行われている。

これらのことから、管理運営のための組織及び事務組織が適切な規模と機能を持っており、また、必要な職員が配置されていると判断する。

11-1-② 大学の目的を達成するために、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。

大学の目的を達成するために、総長は、重要な審議事項について、部局長会において連絡調整を図ったうえで、教育研究評議会及び経営協議会で審議し、役員会で決定して業務を遂行している。また、理事が、全学的な企画・運営・業務に関する重要な事項を審議する基幹委員会の委員長を務め、役員会に提案・報告を行っている。

これらのことから、総長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっていると

判断する。

11-1-③ 学生、教員、事務職員等、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されているか。

学生、教員、事務職員等、その他学外関係者のニーズを把握するため、①学生及び卒業生からのニーズ収集、②部局ヒアリングの実施、③意見箱の開設、④経営協議会、参与への諮問、⑤同窓会との懇談会などの取組を行っている。

上記の取組により把握した学内外関係者のニーズやアドバイスから、陸上競技場の人工芝生化、理系食堂、プール、第3体育館の改修、障害のある学生への対応、学内へのコンビニエンスストアの誘致、各種事務の合理化及び一元化、意見箱によせられたニーズへの対応42件（平成18年度）、名古屋大学基金の創設と教育研究活動への援助、海外での同窓会支部設置等を行っている。

これらのことから、学生、教員、事務職員等、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されていると判断する。

11-1-④ 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

監事は、毎年度、監査計画を策定し、業務監査及び会計監査を実施し、「監査報告書」を総長に提出している。

監事の提言に基づき、平成17年には、事務局における業務運営の改善・効率化のために、PDCAサイクルの実現に向けた取組が行われた。また、附属病院においては、病院長の裁量で人件費管理を行い、病院助手やコメディカル職員の迅速かつ戦略的な配置を可能とした。

これらのことから、監事が適切な役割を果たしていると判断する。

11-1-⑤ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

管理運営に関わる職員の資質向上を目指した取組として、①職員のさらなる意識改革と改革意欲の醸成、法人経営等に資する専門的知識の収集等を目的に、理事、管理職を対象とした「名古屋大学マネジメントセミナー」、②専門性向上のための業務研修として、国立大学法人会計基準を理解し、名古屋大学における財務会計処理の理解を深め、財務会計処理における説明責任を果たすための知識の習得を図ることを目的に、事務長、課長、主幹、事務長補佐、課長補佐、専門員、掛長、専門職員を対象とした「会計基準研修」、③教育・学生支援に関する業務の円滑な処理に必要な知識を習得させ、事務能率の向上に資することを目的に、教務学生事務を担当する職員を対象とした「教務学生事務担当者実務研修」、④基礎知識習得のための初任者研修、資質向上のための「OJT能力養成研修」、「リーダーシップ養成研修」、「マネジメント能力開発研修」、⑤国際交流関係業務の効率的かつ円滑・適切な運営に資することを目的に、事務職員を対象とした提案型短期海外研修が行われている。

これらのことから、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断する。

11-2-① 管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規定が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規定や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されているか。

運営方針は学術憲章の「4. 大学運営の基本方針」に明確に定められている。総長は学術憲章に沿って管理運営に関する方針を定め、「名古屋大学運営の基本姿勢」として平成16年11月16日に学内提示し、平成17年1月31日に公表されている。また、学内の諸規程の大部分は、ウェブサイトに掲載し学内外に公表されている。

総長をはじめ管理運営に関わる役員、副総長及び総長補佐については、規程を設け、選考又は選任及び任期の規定等が定められている。

これらのことから、管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規定が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規定や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されていると判断する。

11-2-2② 適切な意思決定を行うために使用される大学の目的、計画、活動状況に関するデータや情報が、蓄積されているとともに、大学の構成員が必要に応じてアクセスできるようなシステムが構築され、機能しているか。

通則、大学院通則、学術憲章、中期目標・中期計画、名古屋大学運営の基本姿勢、また各事業年度に係る業務の実績に関する報告書・事業報告書及び学内規程等をウェブサイトに掲載し、大学の構成員がいつでもアクセスできるようにしている。

「数字で見る名古屋大学」を作成し、ウェブサイトで公表するとともに、小冊子として学内外に配布している。また学内で電子的に文書を共有できる文書マネジメントシステムを構築し、役員会、教育研究評議会及び部局長会等の審議状況や活動状況に関するデータや情報を蓄積するとともに、その議事次第及び資料等を学内専用ウェブサイトに掲載し、大学の構成員が活用できるようにしている。

これらのことから、大学の目的、計画、活動状況に関するデータや情報が、蓄積されているとともに、大学の構成員が必要に応じてアクセスできるようなシステムが構築され、機能していると判断する。

11-3-1① 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われているか。

全学の評価等を統轄する評価・総合企画担当副総長を、各部局には計画・評価担当者を置き、中期目標・中期計画に照らして毎年度の自己点検・評価が行われ、各事業年度に係る業務の実績に関する報告書にまとめられている。

また、専任教員を評価企画室に配置し、計画・評価に関し必要な情報の収集、調査及び分析並びにそれを踏まえた企画の支援業務が行われている。

平成18年度に、事務改善合理化及び総人件費改革（人員削減）に対応するため、まず業務を活動基準原価計算の技法（ABC技法）により200項目に分類し、その業務量を可視化し、部局比較等を行うことで、業務量削減・合理化の計画を平成19年度から作成している。

これらのことから、大学の活動の総合的な状況について、自己点検・評価が行われていると判断する。

11-3-2② 自己点検・評価の結果が大学内及び社会に対して広く公開されているか。

各事業年度に係る「業務の実績に関する報告書」及び「業務の実績に関する評価結果」等を部局長会等で報告し、ウェブサイトに掲載して、学内外に公表している。

これらのことから、自己点検・評価の結果が大学内及び社会に対して広く公開されていると判断する。

11-3-③ 自己点検・評価の結果について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による検証が実施されているか。

自己点検・評価の結果を経営協議会に諮るとともに、国立大学法人評価委員会等に報告し、学外の有識者からの検証を受けている。

文学研究科は、平成18年に外部評価を実施し報告書をまとめている。また、法学研究科実務法曹養成専攻は、平成18年度に法科大学院認証評価（予備評価）を受けている。

これらのことから、自己点検・評価の結果について、外部者による検証が実施されていると判断する。

11-3-④ 評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われているか。

総長の諮問機関としてIABを設置しており、平成17年度は高等研究院の在り方について提言を得て、運営体制を見直すとともに、若手研究者の支援機能が強化された。

また、平成17年度実施の国立大学法人評価委員会によるヒアリングにおける委員からの指摘を踏まえ、監査室の設置を決定するとともに、評価結果を踏まえて、附属学校の在り方を検討する総長直属の「附属学校特別委員会」の設置を決定するなど、外部の評価結果を大学運営に反映させている。

自己点検として共通事務の「業務量可視化」を行い、その結果を基に一部の事務を集約化し、各部局において「業務量5%削減計画」を策定し、平成19年4月から実施中である。

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準11を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 自己点検として共通事務の「業務量可視化」を行い、その結果を基に一部の事務を集約化し、各部局において「業務量5%削減計画」を策定した。

<参 考>

i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1 現況

(1) 大学名 名古屋大学

(2) 所在地 愛知県名古屋市

(3) 学部等の構成

学部：文学部，教育学部，法学部，経済学部，情報文化学部，理学部，医学部，工学部，農学部

研究科：文学研究科，教育発達科学研究科，法学研究科，経済学研究科，理学研究科，医学系研究科，工学研究科，生命農学研究科，国際開発研究科，多元数理科学研究科，国際言語文化研究科，環境学研究科，情報科学研究科

附置研究所：環境医学研究所，太陽地球環境研究所，エコトピア科学研究所

関連施設：教養教育院，高等研究院，附属図書館，医学部附属病院，アイソトープ総合センター，遺伝子実験施設，留学生センター，物質科学国際研究センター，高等教育研究センター，農学国際教育協力研究センター，年代測定総合研究センター，博物館，発達心理精神科学教育研究センター，法政国際教育協力研究センター，生物機能開発利用研究センター，情報メディア教育センター，小型シンクロトロン光研究センター，大学文書資料室，学生相談総合センター，留学生相談室，地球水循環研究センター，情報連携基盤センター，総合保健体育科学センター

(4) 学生数及び教員数（平成19年5月1日現在）

学生数：学部 9,744人，大学院 6,050人

専任教員数：1,750人

助手数：18人

2 特徴

本学は昭和 14 年に設立された名古屋帝国大学を前身として，昭和 24 年に文学部，教育学部，法経学部，医学部，理学部，工学部の 6 学部からなる新制大学として発足した。昭和 26 年までには，法経学部を法学部および経済学部に分離，また農学部を新設し，総合大学としての原型が形作られた。発足にあたって包括された第八高等学校および岡崎高等師範学校の各分校が教養教育を担当し，昭和 38 年には教養部を設置した。教養部は一般教養教育を主に担当し，重要な役割を果たした。平成 5 年に教養部を廃止し，全学の教員の参加によって教養教育を行う四年一貫教育体制を構築した。その運営組織は，平成 13 年設置の教養教育院に受け継がれている。教養部の廃止を契機として，平成 5 年に情報文化学部を設置した。

近年では，大学院重点化の方針を定めた中で，基盤の領域学問分野である学部の教育研究体制の主軸を大学院に移行させた。併せて，新たな課題分野の教育研究を実現するため，伝統的学問分野を担う組織の再編・統合により，独立研究科として国際開発研究科（平成 3 年），人間情報学研究科（平成 4 年～平成 15 年），多元数理科学研究科（平成 7 年），国際言語文化研究科（平成 10 年），環境学研究科（平成 13 年），情報科学研究科（平成 15 年）を順次設置してきた。このような施策により，総合大学としての特色を活かした先見性ある研究の推進と，その過程を通じて論理的思考力と想像力に富んだ勇気ある知識人を育成することで，我が国の社会経済・文化の発展に貢献している。

本学では，建学以来培われてきた「自由闊達」な学風と伝統的に「ものづくり」の精神に富む風土の中で，数々の教育研究成果を挙げてきたが，その基本理念と学風は，平成 12 年に設定した「名古屋大学学術憲章」に集約されている。憲章では研究と教育の基本目標として「研究と教育の創造的な活動を通じて，世界屈指の知的成果の創成と勇気ある知識人を育成する」ことを謳い，平成 16 年にはその下に中期目標・中期計画を定めた。

ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）

本学は、人間と社会と自然に関する研究と教育を通じて、人々の幸福に貢献することを、その使命とする。とりわけ、人間性と科学の調和的發展を目指し、人文科学、社会科学、自然科学をともに視野に入れた高度な研究と教育を実践する。このために、以下の基本目標および基本方針に基づく諸施策を実施し、基幹的综合大学としての責務を持続的に果たす。

本学は、論理的思考力と想像力に富んだ勇気ある知識人として、新時代の要請に応える人材の育成を目指すことを教育の中・長期目標としている。すなわち、1) 将来の社会を支える知的人材の育成、2) 各々の学問領域のもつ広さと深さを専門性に基づいて教えると同時に、自然科学、人文・社会科学（芸術を含む。）を広く履修させるために、知的刺激に満ちあふれた大学教育を教授すること、3) 各々の学問の知恵を継承し、発展させるために、既存の学問領域に強くとらわれることなく、常に発展、変化していく学問に対応し、かつ新しい学問領域を創出できる人材の養成を目指すことにある。また、本学は、世界最高水準の学術研究を推進し、その成果を社会に還元するとともに、国際的研究拠点としての役割を果たすことを研究の中・長期目標としている。教育・研究・その他の具体的な中・長期目標は以下のものである。

1 教育に関する目標

(1) 教育の成果に関する目標

- 1) 質の高い教養教育と専門教育を教授し、国際的に評価される教育成果の達成を目指す。

(2) 教育内容等に関する目標

- 1) 優れた資質を持つ学生を集めるために、学生の受入方針を明示し、それに合致した適切な入学者選抜方法を工夫する。
- 2) 魅力ある独自の教育プログラムを提供し、優れた人材の育成を図る。
- 3) 国際的に通用する教育プログラムの開発を促進し、その支援策を講ずる。

(3) 教育の実施体制等に関する目標

- 1) 教育業績を重視した人材採用を推進するとともに、大学全体の教育実施体制の強化を図る。
- 2) 教育の内容及び方法に関する評価を実施し、その質と水準の向上を図る。
- 3) 教育支援の設備を充実し、教育学習支援機能の向上を図る。
- 4) 情報技術を活用した e-Learning の教授・学習の環境整備を促進する。

(4) 学生への支援に関する目標

- 1) 学生の学習に対するサービスを充実し、その支援環境を整備するとともに、学生生活に対する援助、助言、指導の体制の充実を図る。

2 研究に関する目標

(1) 研究の水準、成果、実施体制等に関する目標

- 1) 人文・社会・自然の各分野で国際的及び全国的な水準で研究活動を行っている研究者を確保し、世界最高水準の学術研究を推進する。
- 2) 優れた研究成果を挙げ、それを社会に広く還元する。
- 3) 人文・社会・自然の各分野の次世代を担う若手研究者を育成する。
- 4) 高度な学術研究の成果を上げるための組織と環境を整備する。
- 5) 研究の質の向上のために、研究成果に対する評価システムの改善を図る。

- 6) 国際水準の研究を維持し発展させる分野に対して、重点的な資源投資を行う。
- 7) 国、地方公共団体、産業界、民間団体等から多様な研究資金を確保する。
- 8) 研究成果としての知的財産を創出、取得、管理及び活用する機構を充実し、知的財産の社会還元を図る。

3 その他の目標

(1) 社会との連携に関する目標

- 1) 全学施設の公開を促進し、知的活動による成果の有効活用を図るとともに、地域諸機関と連携して地域文化の向上に貢献する。
- 2) 地域の活性化と発展に対して貢献できる産学官のパートナーシップ・プログラムを開発し、促進する。
- 3) 地域の産業の発展に役立つ教育プログラム及び研究プロジェクトを開発する。
- 4) 地域の教育の質の向上に対して、大学の知的活動による成果の活用と提供を推進する。
- 5) 社会連携を推進するために学内の組織体制及び同窓会の強化を図る。

(2) 国際交流に関する目標

- 1) 国際社会及び地域社会に開かれた国際協力・交流の全学拠点を形成し、関連の事業活動を組織する。
- 2) 国際化時代をリードする国際共同研究・国際協力を促進する。
- 3) 留学生・外国人研究者の受入れと派遣に対して、相談・助言のサービスに責任を持つ全学的拠点を組織し強化する。

(3) 附属病院に関する目標

- 1) 総合的質管理を実施することによって、病院のコアである診療活動が質の面でも効率の面でも高い評価が得られるようにする。
- 2) 国際的水準の臨床教育及び生涯学習並びに臨床研究を実施するため、医学部・医学系研究科と附属病院の連携協力を密接にした運営組織体制を構築する。
- 3) 病院長の適切なリーダーシップを確立し、すべての部門で説明責任を伴う意志決定体制を構築する。
- 4) 医療に対して、高い志かつ業務に精通した優れた人材を確保するために、評価システムを確立する。
- 5) ミッションに基づいた戦略的病院経営を実現し、健全な財務体質の獲得を目指す。
- 6) 地域医療連携及び疾病管理を推進する。

(4) 附属学校に関する目標

- 1) 附属の教育理念を実現するためにふさわしい全学的な組織運営体制を整備する。
- 2) 高等教育機関に進学する知的成熟度をもった人材の育成を可能にする教育・研究体制を構築する。
- 3) 創造的な教育実践から得られた成果を広く社会に還元する。
- 4) 国際共同研究や海外の教員及び教育行政官の研修受入れ等を通じて、中等教育の国際協力及び交流を推進する。

(5) 学術情報基盤に関する目標

- 1) 教育及び研究の支援を行うために、高度情報技術を活用した全学共通の学術情報基盤の整備を進める。

iii 自己評価の概要（対象大学から提出された自己評価書から転載）

基準1 大学の目的

本学の目的は、通則第1条および大学院通則第1条に定められ、教育研究活動の基本方針、養成する人材像、達成すべき基本的成果を明らかにしている。学術憲章を制定し、「創造的な研究活動によって真理を探究し、世界屈指の知的成果を産み出す」ことを研究の基本目標、「自発性を重視する教育実践によって、論理的思考力と想像力に富んだ勇気ある知識人を育てる」ことを教育の基本目標としている。

以上の目的・基本理念を具体化するために、中期目標・中期計画および各年度の年度計画を策定し、それらに基づき、平成16年度に運営の基本姿勢を示した。

本学の目的は、通則第1条において定められており、学校教育法第52条の規定から外れるものではない。

本学大学院の目的は、大学院通則第1条において定められており、学校教育法第65条第1項の規定から外れるものではない。

各研究科の目的は、各研究科規程で定めている。

以上のように、大学の目的（教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が、明確に定められており、その内容が、学校教育法に規定された、大学一般に求められる目的に適合するものであると判断する。

本学の目的、基本理念、具体的な目標・計画を全学ウェブサイトや各種冊子を通じ、全教職員および学生に公表・周知している。

入学式および新入生ガイダンスで本学の基本理念を説明しているほか、全学教養科目「名大の歴史をたどる」において、運営の基本姿勢について総長が講義している。新規採用の教職員に対しては、新任研修において、本学の基本理念を説明している。

各研究科の目的は、全学ウェブサイトや研究科で作成している学生便覧・ウェブサイトに掲載し、教職員および学生に配布している。

学術憲章、運営の基本姿勢、中期目標・中期計画および年度計画を全学ウェブサイトに掲載することによって、本学の目的を社会に公表している。

また、「名古屋大学プロフィール」や、入学希望者向けパンフレット「GUIDE TO NAGOYA UNIVERSITY」、その他の冊子等に、学術憲章等を掲載し、広く学外に配布している。

以上のように、目的が、大学の構成員に周知されているとともに、社会に公表されていると判断する。

基準2 教育研究組織（実施体制）

本学は、9学部・22学科、13研究科・48専攻から構成されている。その構成は、多様な学問分野にわたるとともに、分野の再編・融合による新たな課題領域の教育研究をめざす独立研究科を擁し、本学の学部・大学院課程における教育研究目的を適切に果たしうるものとなっている。

本学の教養教育は、全教員がそれを担う「全学出動体制」によって実施されている。その企画・立案・実施、評価に携わる中核組織として「教養教育院」を設置している。「教養教育院」には9名の専任教員と16名の兼任教員を配置し、統括会議と教務委員会を毎月開催するほか、部門・部会・小部会を置き、各学問分野における教養教育の企画・実施・評価を担当させている。

以上のように、本学の学部・学科の構成、研究科・専攻の構成、教養教育の実施体制は、本学の教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっている。

全学的な教育活動における重要事項を審議するため、「教育研究評議会」を置いている。同評議会のもとに、教務的事項を審議するための「全学教育委員会」、さらに同委員会の審議事項のうち具体的・実務的な事項を審議するために、「全学教育企画委員会」を設置している。

学部・研究科における教育活動について審議するため、全学部・研究科はそれぞれ内規を定め、教授会を原則として月1回開催している。部局の教育方針、体制、教育課程や方法等の具体的・実務的検討を進めるため、各部局はそれぞれ教務委員会等の委員会を設置し、定期的を開催している。

以上のように、本学では教育活動に係る重要事項を審議するための適切な組織が構成され、実質的な活動が行われている。

基準3 教員及び教育支援者

大学院重点化を実施するにあたり、大学院については講座制により編制する基本的方針とし、これに基づき教員組織の編制を行っている。研究・教育の弾力化と新分野開拓および人事組織の活性化を目的として、全研究科が、大講座制を採用している。また、学校教育法の一部改正に対応し、教授、准教授、講師、助教、助手から教員組織を構成している。

学部教育を担当する教員数および各研究科の博士前期課程および後期課程における研究指導教員数および研究指導補助教員数は、大学の目的に沿った教育課程を遂行するのに必要な数を有し、大学設置基準および大学院設置基準を満たしている。また、法科大学院を担当する教員数は、専門職大学院設置基準を十分に満たしている。

全学的に公募制を原則とし、公募要領を全学ウェブサイト、関連学会等ウェブサイト等に掲載して、資格要件の明確化および応募の公正化を図っている。各学科・専攻で教員の新規採用の際に年齢バランスも考慮し、全学として63歳以下54歳まで421名、53歳以下44歳まで551名、43歳以下34歳まで741名、33歳以下320名となっている。任期制ポストの導入を進め、医学系部局の教員を中心として、全学の任期付き教員は505名にのぼる。女性教員比率を高めるため、ポジティブアクション、部局別ヒアリングの実施、保育施設の設置等の取組を継続的に行っている。平成18年度新規採用教員の女性教員比率は、23.8%である。民間企業に在籍したまま本学の教員として雇用し、教育・研究に従事できる制度を導入している。

以上のように、教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていると判断する。

教員の採用および昇格については、「名古屋大学大学教員選考基準」を制定し、これに基づき、各部局で選考委員会を設置して教育研究上の指導能力について検討した上、教授会において審議している。

教員の教育活動を定期的に把握するために、全学教育、学部専門教育において授業評価アンケートを実施している。

以上のように、教員の採用および昇格にあたって、適切な基準が定められ、それに従い適切な運用がなされていると判断する。

教員の研究活動と教育内容との関連を示す代表例から、教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と関連する研究活動が行われていると判断する。

教務、学生関係の業務を担当する組織として、事務局に学務部を、各学部・研究科に教務系掛または担当職員を配置している。全学技術センターは、実験・実習の支援等を行っている。また、TAを雇用し、教育補助者として活用している。

以上のように、教育課程を遂行するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていると判断する。

基準4 学生の受入

通則、大学院通則、学術憲章等に示された目的・基本理念に基づき、全学および各学部並びに各研究科のアドミッション・ポリシーを定め、公表している。

アドミッション・ポリシーに沿って、学部の入学者選抜では、①推薦入学者選抜②前期日程試験③後期日程試験の多様な入学者選抜方法を採用、実施している。大学院の入学者選抜では、各研究科の専門性を重視し、学力検査(外国語、基礎・専門科目等)と併せて口述試験又は面接、推薦書および学業成績等に基づき、総合的に可否を判定している。

本学のアドミッション・ポリシーは、留学生、社会人、編入学生の受入も視野に入れたものであり、各学部および各研究科・専攻の特色を活かして、種々の方法で選抜を行い、学生を受入れている。

学部の入学者選抜では、教育担当理事を委員長とした入学試験委員会が、入試企画委員会における改善等の提案を考慮した上で、実施計画の作成から入学試験の実施まで全体を統括している。大学院の入学者選抜は、各研究科において教授会の下に入学試験委員会等を設置し、研究科長等を中心に学部の入学者選抜に準ずる体制を整えている。

入試企画委員会では、入学試験制度、入学者選抜方法、入学試験に係る調査・研究等に関する事項について検討している。その検討を基に、複数の受験機会を確保する観点から、全学部で推薦入試を実施することにした。

大学院入学者選抜の検証は、各研究科の教務委員会等において行われている。検証の結果を入学者選抜の改善に反映させた例として、大学院博士後期課程の秋季入学制度（工学研究科・環境学研究科）の実施、学部3年次から大学院博士前期課程への飛び入学制度（工学研究科、情報科学研究科等8研究科）がある。

以上のように、教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針が記載された入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されており、これに沿って適切な学生の受入が実施され、機能していると判断する。

過去5年間の平均入学者数は、①学部1年次は定員の1.05倍、②学部3年次編入では0.95倍、③大学院博士前期課程では1.15倍、④大学院博士後期課程では0.81倍となっている。

以上のように、実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていると判断する。

基準5 教育内容及び方法

<学士課程>

全学教育と学部専門教育の四年一貫教育体制に加え、教育目標・学位との適合性、基礎的科目と専門科目、必修科目と選択科目のバランス、学年や水準等に配慮し教育課程を体系的に編成している。

授業内容は全体として、教育課程の編成趣旨に沿っており、教育の目的を達成するための基礎となる研究成果を反映している。

学術の発展動向、学生・社会の要請に対応した多様な取組がなされ、その中から「特色ある大学教育支援プログラム」や「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」に3件の取組が採択・実施されている。

シラバスや授業中の指示、課題やレポート等を通じ、単位の実質化に配慮している。

以上のように、教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であると判断する。

教育目的に沿って多様な授業形態による教育課程を編成し、教育内容に応じて適切な学習指導法の工夫がな

されている。

教育課程の編成趣旨に即し、必要な情報を明記したシラバスを作成・活用している。

学習用スペースの提供、附属図書館サービスの充実、IT環境の整備、未修学生向け授業の開講、指導教員の配置、オフィスアワーの活用等、自主学习や基礎学力不足の学生に配慮した多様な取組を実施している。

以上のように、教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていると判断する。

成績評価基準および卒業認定基準を、通則・各学部規程等に定め、シラバスや学生便覧に明記し、周知している。具体的な成績評価方法をシラバスに明記している。

成績分布データを確認し、成績評価が適切に実施されていることを点検している。各学部で定めた卒業資格に照らし、教授会による合議で卒業を判定し、学部長が認定している。

成績評価等の正確さを担保するため、学生からの申し立て制度、試験答案等成績判定の根拠資料の保管等、様々な措置を実施している。

以上のように、成績評価や単位認定、卒業認定が適切であり、有効なものとなっていると判断する。

<大学院課程>

基礎的素養から最先端の知識まで多様な科目を配置し、卓越した能力を培うため修士論文・博士論文の作成に重点を置き、授与する学位・専門分野に応じ、目的を達成するためにふさわしい教育課程を体系的に編成している。

授業内容は全体として、教育課程の編成趣旨に沿っており、教育の目的を達成するための基礎となる研究成果を反映している。

シラバスや授業中の指示、課題やレポート等を通じ、単位の実質化に配慮している。

社会人学生の修学に配慮するため、6研究科において、大学院設置基準第14条を適用し、昼夜開講制を採用している。

以上のように、教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であると判断する。

教育目的に沿って多様な授業形態による教育課程を編成し、教育内容に応じて適切な学習指導法の工夫がなされている。『魅力ある大学院教育』イニシアティブ」に6件の取組が採択・実施されている。

教育課程の編成趣旨に即し、必要な情報を明記したシラバスを作成・活用している。

以上のように、教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていると判断する。

各学生に指導教員を定め、研究テーマ・計画の提出、研究経過の発表等を実施させ、教育課程の趣旨に沿った研究指導を行っている。

各研究科の専門領域の特性に応じて複数指導教員制を採用するなど、研究指導に対する適切な工夫や取組を行っている。TA・RAとしての活動を通じ教育能力の育成を図っている。

各研究科の専門領域の特性に応じて、学位論文指導体制が整備され、機能している。

以上のように、研究指導が大学院教育の目的に照らして適切に行われていると判断する。

成績評価基準を学部の基準に準じて運用している。修了認定基準を通則・各研究科規程等に定め、学生便覧に明記し、周知している。具体的な成績評価方法をシラバスに明記している。博士学位論文の審査基準は、各研究科・専攻で内規等に定めている。

名古屋大学

周知されている成績評価基準および評価方法に従い、成績評価が行われている。修了は、修了認定基準に基づき、研究科教授会の合議により、研究科長が認定している。

各研究科・専攻で学位論文審査に関する内規等を定め、これに基づき審査体制を整備し適切に審査を実施している。

成績評価等の正確さを担保するため、学生からの申し立て制度、試験答案等成績判定の根拠資料の保管等、様々な措置を実施している。

以上のように、成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていると判断する。

<専門職大学院課程>

教育の目的に照らし、理論と実践を架橋するとともに、学年進行に応じて段階的に構成された、体系的教育課程が編成されている。

授業内容は全体として、教育課程の編成趣旨に沿っており、教育の目的を達成するための基礎となる研究成果を反映している。

履修登録単位数に制限を設け、シラバスや授業中の指示、課題やレポート等を通じ、単位の実質化に配慮している。

以上のように、教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であると判断する。

国際社会で積極的に活動でき、企業法務に強く、市民生活上の法律問題に関する専門的知識を有し、情報技術に強い法曹の養成をめざし、当該職業分野の期待を踏まえた教育課程を編成している。

以上のように、教育課程が当該職業分野における期待にこたえるものになっていると判断する。

教育目的に沿って多様な授業形態による教育課程を編成し、教育内容に応じて適切な学習指導法の工夫がなされている。ITを活用した法曹養成教育の多様な学習支援システムを構築している。

教育課程の編成趣旨に即し、必要な情報を明記したシラバスを作成し、「NLS シラバスシステム」を通じ活用している。

以上のように、教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていると判断する。

成績評価基準や修了認定基準は、研究科規程に定め、学生便覧に明記し、ガイダンスで周知している。成績評価の基準および方法を「NLS シラバスシステム」に掲載し、学生に周知している。

評価の分布について目安を設け、成績評価を行っている。修了認定は、研究科規程に基づき、専攻会議で行っている。

成績評価等の正確さを担保するため、学生からの申し立て制度、試験答案等成績判定の根拠資料の保管等、様々な措置を実施している。

以上のように、成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていると判断する。

基準6 教育の成果

本学では「学術憲章」において、「自発性を重視する教育実践によって、論理的思考力と想像力に富んだ勇気ある知識人を育てる」ことを教育の基本目標としている。この目的に沿った形で、学部教育で育成する人材像をアドミッション・ポリシーに、大学院教育における人材養成目的を大学院通則および各研究科規程に明記している。

教育目標の達成状況を検証・評価するため、卒業生・修了生およびその就職先・進学先の上長を対象に教育成果に関する調査を実施している。調査結果は、評価企画室が分析し、全学教育企画委員会や各部局での検討資料として提供されている。各学部・研究科では、卒業認定の基準を策定し、学位論文の内容・水準を担保する措置をとっている。全学部で実質的な進級制度を設け、厳格な進級判定を行っている。その上で、現役卒業・修了率（卒業率87%、修了率93%）、医学部における医療関係資格試験の合格率（毎年90%以上）、大学院進学率、学位授与数・授与率、大学院生の学会発表、論文発表数などの指標から見て、各学年や卒業および修了時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、教育の成果や効果が上がっている。

学習達成度・教育効果については、授業評価アンケート、対面調査（大学院の少数科目の一部）等により把握している。全学教育では、総合した授業の満足度が平均75%を超えた科目が、26科目中20科目であり、50%以下の科目はなかった。

学士課程から大学院博士前期課程への進学率が高い。卒業生および博士前期課程修了生は、専門性を要求される幅広い職種に就職している。大学院博士後期課程の就職先は、大学等高等教育機関の教育研究職、企業・公的研究機関等の研究職などが多い。卒業生・修了生およびその就職先・進学先の上長を対象に実施した教育成果に関する調査の結果によれば、本学の教育目的に照らして教育の成果が上がっている。

以上のように、教育の目的において意図している、学生が身につける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

基準7 学生支援等

各種学生を対象とした、履修、専攻・コース選択等に関するガイダンスが開かれ、満足度も高い。

学習上の相談・助言体制を整備し、クラス担任・指導教員の配置、オフィスアワーの設定、電子メールアドレスの公開等が実施されている。

授業評価アンケート、学生生活状況調査、学生諸団体との懇談を通じ、学生のニーズを把握している。

留学生、社会人学生、障害のある学生への多様な学習支援が実施されている。

以上のように、学習を進める上での履修指導、学生相談・助言体制等の学習支援が適切に行われていると判断する。

情報メディア教育センター、中央図書館、各部局の自主学習用スペース等、自主的学習環境が整備され、効果的に利用されている。

「学生福利厚生・課外活動等充実費」1億円の措置をはじめ、学生のサークル活動が適切に支援されている。

以上のように、学生の自主的学習を支援する環境が整備され、機能しており、学生の活動に対する支援が適切に行われていると判断する。

保健管理室、学生相談総合センター、セクシャル・ハラスメント相談所等、学生の健康相談、生活相談、進路相談、各種ハラスメントの相談等に必要な体制が整備され、機能している。

学生諸団体との懇談、学生生活状況調査等を通じ、生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されている。

留学生相談室の設置、留学生担当教員の配置、宿舍の提供、教職員による後援会の組織等、留学生を対象とする生活支援を行っている。また、障害のある学生に配慮した支援を適切に実施している。

大学院博士後期課程学生を対象とした「学術奨励賞奨学金」の授与をはじめとして、学生の経済面での援助を適切に実施している。

以上のように、学生の生活や就職、経済面での援助等に関する相談、助言、支援が適切に行われていると判

断する。

基準 8 施設・設備

キャンパスマスタープランを策定し、その目的・理念を具体化するため中期目標・中期計画において施設整備計画を定め、施設・安全委員会を中心として施設の整備充実に取り組んでいる。

本学の校地および校舎面積は、大学設置基準を満たしており、十分な数の講義室、演習室および実験実習室等を保有し、視聴覚機器、実験機器等を設置している。運動施設、附属図書館、情報メディア教育センター等の施設を有し、教育および研究に供している。

中期目標・中期計画において施設のバリアフリー化を掲げており、キャンパスマスタープランによりその具体化に取り組んでいる。

基幹 LAN に 10Gbps の高速ネットワークを整備し、学内全部局から接続可能なネットワークを構築して、約 20,600 台の端末が接続され、授業や蔵書検索システム、学務情報システム等の利用に供している。

学内の各施設・設備は、運用規程、利用案内等を作成し、周知している。

施設マネジメント委員会により、施設の有効活用等の施設マネジメントを推進している。また、「全学共用教育研究施設」および「共同教育研究施設地区」を設け、組織を超えた創造的な教育研究活動の推進をはじめとする様々な需要に対応し、施設を有効に運用している。

情報セキュリティポリシーおよび情報セキュリティガイドラインを定め、ネットワークセキュリティの基本的理念と遵守すべき具体的事項を全構成員に周知し、新入生等を対象に情報セキュリティ研修を実施している。

以上により、本学において編成された教育研究組織および教育課程に対応した施設・設備が整備され、有効に活用されていると判断する。

附属図書館は、全学で閲覧座席数 2,030、蔵書数約 290 万冊を有し、中央図書館では、時間外、土・日曜および休日も開館して、利用者の便宜を図っている。学習用図書の整備指針を定め、蔵書整備アドバイザーおよび教員推薦図書制度の導入により、授業科目に即した学習用図書の整備充実と提供を図っている。ウェブサイト上に「情報への道しるべ(パスファインダー)」を設け、学習用図書や視聴覚資料の有効活用を促進している。

以上により、本学において編成された教育研究組織および教育課程に応じて、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備されていると判断する。

基準 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

教育活動に関する基礎データは、教務事務システムおよび学部・研究科の教務委員会等で集積している。各部署の教育活動の実態を示す資料、自己評価・外部評価の結果は、評価報告書にまとめている。

全学教育の授業評価アンケート結果を報告書にまとめ、各学部では、授業評価アンケート結果を担当教員にフィードバックしている。大学院においては、文学研究科、経済学研究科、国際開発研究科、多元数理科学研究科、環境学研究科等、準備の整った研究科から順次授業評価アンケートを実施しており、今年度中には全研究科で実施予定である。また、少人数授業では授業中の意見交換・懇談等をとおして教育効果を確認している。学生団体との懇談会や学生生活状況調査の結果を自己点検に反映している。

卒業生・修了生およびその就職先・進学先の上長を対象とした教育成果に関する調査の結果や、International Advisory Board 等学外有識者からの提言を、自己点検評価に反映させている。

「全学教育担当者会議」の全体会・分科会において、授業アンケートの結果に基づき教育の質向上のための点検作業や改善の議論等を行っている。各学部・研究科では教育活動の点検と改善を行う委員会等を設置し、評価結果に組織的に対応し、授業評価アンケート結果を担当教員へフィードバックし、授業改善に結び付けて

いる。

以上のように、教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され、取組が行われており、機能していると判断する。

全学教育、全学部・研究科においてが実施され、教員や教育支援者の意見交換等が行われている。高等教育研究センターは、各部署に対応した FD プログラムを開発・実施するなど、教育改善のための多様な取組を行っている。

全学教育および学部・研究科において実施されたファカルティ・ディベロップメントが教育の質の向上や授業改善に結びついている。

全学技術センターは、技術職員に対して実験や実習を補助する教育支援者としての研修を実施し、資質の向上を図っている。教養教育院は、全学教育科目担当教員 FD の科目別 FD に TA を参加させるなど、教育補助者の意識向上を図っている。

以上のように、教員、教育支援者および教育補助者に対する研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていると判断する。

基準 10 財務

本学の資産は、法人化以前の土地・建物等すべてを国から継承しており、債務が過大ではない。運営費交付金が減額される中で、経常的収入を継続的に確保し、安定した教育研究活動が遂行可能である。

以上のように、本学の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有していると判断する。

中期計画に基づき、毎年度の予算・収支計画・資金計画を策定し、ウェブサイトに掲載し公表している。

平成 18 事業年度における収支状況は、経常収益 793 億円に対し経常費用 779 億円であり、支出超過とはなっていない。

教育研究に要する基盤的経費を確保するとともに、総長のリーダーシップ（総長裁量経費等）により、高度な教育研究の実現および教育研究環境を充実させるため戦略的に経費を配分するなど、適切な資源配分を行っている。

以上のように、本学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されていると判断する。

財務諸表等は、ウェブサイトに掲載し公表している。

また、法令および本学の規則に基づく内部監査、監事監査および会計監査人監査を実施し、いずれも適正である旨の報告を受けている。

以上のように、本学の財務に係る監査等が適正に実施されていると判断する。

基準 11 管理運営

国立大学法人法に基づき、役員会、経営協議会および教育研究評議会を設置している。

総長は、重要な審議事項について、部局長会において連絡調整を図ったうえで、教育研究評議会および経営協議会で審議し、役員会で決定して業務を遂行している。また、理事が、全学的な企画・運営・業務に関する重要な事項を審議する基幹委員会の委員長を務め、役員会に提案・報告を行っている。

事務組織としては、事務局に 5 部 16 課を、各部署に事務部または事務室を置き、事務職員を配置している。

運営支援組織として、全学横断的に取り組むべき事項に関する企画・立案およびその遂行を目的に4つの本部を、また、特定された具体的な事項に係る企画・立案および業務処理のため、18の施設・室を設置している。

学生、教職員および学外者の意見やニーズを把握するためにさまざまな機会を設け、その結果を基に、施設設備の改善充実、事務改善・合理化および一元化等の取組を行っている。

監事を置き、毎年度、業務監査および会計監査を実施し、監査報告書を総長に提出している。

管理運営に関わる職員の資質向上を目指した取組として、マネジメントセミナー、各種業務研修、OJT、海外研修制度等を実施している。

以上のように、本学の目的を達成するために必要な管理運営体制および事務組織が整備され、機能していると判断する。

本学の管理運営に関する諸規程を整備し、本学の活動状況に関するデータ並びに部局長会、教育研究評議会および役員会の会議資料等とともにウェブサイトに掲載している。

以上のように、管理運営に関する方針が明確に定められ、それらに基づく規程が整備され、各構成員の責務と権限が明確に示されていると判断する。

中期目標・中期計画に照らして毎年度の自己点検・評価を行い、各事業年度に係る業務の実績に関する報告書にまとめ、経営協議会に諮り、法人評価結果等とともにウェブサイトに公表している。

自己点検・評価結果を国立大学法人評価委員会等に報告し、外部者からの検証を受けている。

専任教員を評価企画室に配置し、計画・評価に関し必要な情報の収集、調査および分析並びにそれを踏まえた企画の支援業務を行っている。平成19年4月に、評価・総合企画担当副総長を配置した。

総長の諮問機関として **International Advisory Board** を置き、教育研究活動の改善・充実の取組を行っている。

国立大学法人評価委員会によるヒアリングにおける意見を踏まえ、監査室の設置、附属学校の在り方を検討する特別委員会の設置等、外部の評価結果を大学運営に反映させている。

自己点検として共通事務の「業務量可視化」を行い、その結果を基に一部の事務を集約化し、各部局において「業務量5%削減計画」を策定し、取り組んでいる。

以上のように、本学の目的を達成するために、本学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が行われ、その結果が公表されていると判断する。

